

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2 回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて 60 分以内とします。

質問は一般質問者席に着いてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いします。

順番に発言を許可します。

3 番、酒井右一君の一般質問を許可します。

3 番、酒井右一君。

〔3 番 酒井右一君 登壇〕

○3 番（酒井右一君） おはようございます。

3 番、酒井右一、通告に基づきまして一般質問を行います。

第八次只見町振興計画基本構想について問います。

第八次只見町振興計画基本構想は。

1 番として、基本構想第 2 章には登録から 10 年が経過したとあるが、そもそもユネスコエコパーク認定を望んだ目的は何だったのか。再確認のために問います。

2、ユネスコエコパーク認定が本町にもたらした具体的な成果は何ですか。具体的とは、次による切り口で説明していただきたい。（人口・産業・交流人口・観光・教育など）また、仮に関係人口という表現があるならば、どのような関係で、おおよそどの程度の関係人口があるのか伺います。只見町人口ビジョンでは、2040 年人口目標は 3,000 人としてい

るが、現状は3, 420人であり、ビジョンの予想数を下回ることが予想されます。また、エコパーク三つの機能のうち、学術研究支援においては具体的成果があったと認識しているところではありますが、他の二つ、つまり、生物多様性の保全、経済と社会の発展。この二つではありますが、いかがですか。

3として、八十里越が開通すると、これまでの要塞として守られてきた、自然の要塞として守られてきた国道周辺に誰にでも容易に入山できるようなことに、地政学になりますが、エコパークの理念に反し、希少動植物や乱獲をもたらす事態が起こることは容易に想像できることであります。これを守るために今議会に提案されたエコパーク推進条例は、まったくもって時を得たものと思います。しかし、この条例だけでは奥会津生態系保護地域。これを守れない。この条例を理念だけにしないために、国が定めた奥会津生態系保護地域を保護する条例の運用規定、つまり、申し上げた先の条例の運用規定が必要ではありませんか。また、地域の管理者である林野庁や、国ですね、隣接の市町村あるいは県に理解を求め、管理権限の厳格な行使や関係自治体に何らかの協力を求める手立てはないでしょうか。国においては法令による規制や罰則もあるし、当町には野生動物を保護する条例もあります。いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 3番、酒井右一議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず、只見町がユネスコエコパークの認定を望んだそもそもの目的であります。そもそもは、平成の大合併が契機となりました。ご存じのように只見町は単独の道を選びました。その議論を経て第六次只見町振興計画へとつながりました。その考え方が正にユネスコエコパークの理念であると、ユネスコエコパーク国内委員会から推薦の声があがったという経過です。

2点目の認定が本町にもたらした具体的成果についてですが、まず、人口や交流人口については、一概に認定が人口増に繋がるものではないと考えますが、移住・定住や関係人口などへの動機づけとなることは十分あると考えています。また、調査・研究の場所としての来町も増しているものと思います。

産業面においては、伝承製品の開発により、町内の天然資源の活用や伝統技術の継承が図られたと考えます。

観光面においては、自然や文化を学べる質の高い観光が実現でき、知名度向上、地域ブランドの確立、本町への関心度が高まっていくものと思います。

教育においては、認定後、本町の小中学校がユネスコスクールに加盟し、只見学、E S Dを推進していますが、地域の誇り教育に繋がっているものと思います。

次に、ユネスコエコパーク機能の成果のお尋ねですが、まず、自洗環境の保全で平成28年に、只見町の野生動植物を保護する条例を制定し、ライトトラップの規制、希少種の盗採の減少に成果をあげていると思います。もう一つの地域振興については、伝承製品の開発の他、エネルギーの地産地消として取り組んできた薪エネルギーの推進も一つの成果と捉えており、今後さらに発展させていきたいと考えております。

3点目の開通後の自然保護の対策に関するお尋ねですが、大切な視点をご指摘いただいたと思っています。まず、八十里越周辺は国有林で、その大半が奥会津森林生態系保護地域に指定されています。そして、管理権限は法律によって林野庁にあります。したがって、本町が規制を行うことには限界があると考えます。

今後は、条例による保護監視を継続しながら、ご指摘いただきましたような課題に対応していく、関係機関との連携体制を整えたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 再質問をさせていただきます。

議会運営委員会の中でも、第八次只見町振興計画の基本構想と八十里、エコパークについて、そう関係がないんじゃないかと、表題がちょっと違うんじゃないかということもありましたが、実はあの、これは基本構想における町振興戦略の方向性についてということでありまして、今回提案された基本構想を拝読すると、今後の町振興の戦略として大きく二つの方向性が示されるというふうに読解しました。理解しました。

一つには、ユネスコエコパークの理念を基軸として、持続可能なまちづくりを具体的な世界と結び付けていく戦略ということが見えました。

二つには、国道289号八十里越開通を新たな好機と捉え、物流や交流を活性化させ、経済振興を図ると。これは勿論あの、移行地域であります、そういうふうに感じました。

そのような私の頭の中の理解の下に、以下について再質問をいたしますが、エコパークの核心地域、緩衝地域、移行地域のうちに、特に移行地域において、いわゆる開発行為をどの

ような方針で整理していくのか。開発行為というのは、例え、道脇に、具体的な例としては、そこ、同じ条件と思えませんが、115号線、福島まで行く間に猪苗代から峠を越える間にいろいろ、こう、販売店などがあり、またはモーターの廃墟なんかもあります。そんなことになる大変だなということでもあります。なので、開発行為についてどのような感覚でいらっしゃいますのかと。

(2) として、只見町ユネスコエコパーク創生プロジェクト。これ、古い話なんですが、2021年の12月26日付けに、ここの冊子に記載のある第六次産業創出ネットワークとは、これ、何を指すのかなと。その中にあるんですが、第六次産業とは何を意味して、第六次産業ってどういうことなのか。そして、当時から10年を経た、現在どのような成果として評価されておるのか。只見町の産業の衰退、目の当たりにして、その時書かれた冊子。これ、確かあの、2021年ですから、現町長が総務企画課長の時に書かれたものであります。まず、これについてお答え願います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） はじめに、移行地域での開発行為についてでございますけれども、ユネスコエコパークはソフトロー制度ということで、新たにその、既存の法制度の下での保護管理をしてございます。移行地域につきましては、核心地域につきましては、国有林野の管理、経営に関する法律あるいは自然保護法を適用しておりまして、移行地域につきましては、只見町の野生動植物を保護する条例あるいは美しい只見町の風景を守り育てる条例などで、ということで開発行為についての規制、保護をしているものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 私もあの、今回のエコパーク推進条例なり、只見町の自然を、希少動植物を守る条例関係、見てみたんですが、どうなんでしょう。届出にかかる、条文。それから、届出しないとあだこうだという、過料というか、罰則というか、希少動植物の条例には過料5万円とありますけれども、手続きが書いてないですが、そういう意味で規則なり、入山届けとか、入山する場合にはこういう規制がありますよというような入山者に対する説明ができると。しなければならないみたいなことを書いてないですが、その点はどう考えていらっしゃいますか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 移行地域は、いわゆるまあ、民地がございまして、町有地

もございますけれども、そういったところでの、そういったところになります。それでまあ、罰則規定なんですけれども、第15条で、違反した者は1万以下の過料に処するというようにしてございます。

それでまあ、ということで、民地、それぞれ含めまして、そこに入ることを制限するというような移行地域には、そういった部分はないのかというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） その古い話と申し上げましたが、その中に第六次産業という表現があります。第六次産業というのはまあ、いわゆる、どういうことなのか。手短かに説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 当時のことについて、ちょっと、しっかりお答えできるか…（聴き取り不能）

一般的に第六次産業といいますのは、第一次産業の農業とか林業。そして、第二次産業の工業。そして、第三次産業のサービス業。それらを合わせて第六次産業というふうな定義になっているかと思います。それを、要するに、そういう連携を基に産業を興していくということが第六次産業であるかというふうに理解してございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今回の一般質問は、第八次只見町振興計画を読んでの話です。

第六次産業は非常にこの、中間卸というか、中間業者が入らないという意味では、非常にその、労働に対する、あるいは製品に対する利益が直接、収入になるというメリットもあり、特産物として活かすというメリットがあるはずです。

この10年間に、そういった趣旨、いわゆる10年前に、先ほど申し上げました、古い資料と申し上げましたが、そういう中で発生した、第六次産業あるいは第六次産業から発生して生産された土産物でもよかろうし、あるいは旅館に卸すものでもよかろうし、何らかの品物ができたのか。できたのであれば、是非、これがそうだということをご説明願いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 只見町の場合はまあ、米とトマトというところが第一次産業での、勿論、花もございますけれども、そういったことで考えてございます。

そういった中で、米焼酎のねっかさんにおかれましては、自分達で作った米を、自分達で加工して、それを販売するという事で、第六次産業の一つの成果であるかなというふうに思っています。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） わかりました。

それで、やはりあの、私は冒頭に申し上げました、ユネスコエコパーク、この、いわゆる自然を大切に、この地域を保全していこうということが、先般、国定公園の一部変更になり、只見川流域のほとんどがカバーされました。県立、柳津只見県立公園でしたかな、それが国定公園として変更されました。

そうした中で、まず、一番気になるのはその、そうした自然の良さ、景観の良さ、自然が保全されてる様子、その自然と共存している住民の在り方なり生活のスタイルが、これはまあ、エコパークの重要な要素だとは思いますが、これが棄損されると非常にこの、認定から外れたり、マイナス要件が多いなということ、一つあります。

それで、考えてみたんですが、だからと言って開発をして経済を活性化しなければならないということにはなりませんので、両立させるようにしていくには、その今申し上げた移行地域の活性化については避けて通れないものだと思います。

そこであの、この第八次振興計画の骨格、理念といいましょうか、これを守っていく守り方、戦術と言えど戦術なんではあります。これ、守るべき立場の人は基本的にはあの、国ではないですか。国においては罰則規定もありますし、行使する権限もあります。ちなみに、罰則規定なんかは、あまり勉強したら、どれがどれだか、わかんなくなっちゃったんですけども、まずあの、罰則は国が根拠を持つ罰則、これはあの、まず刑法ですわな。人の土地のものに入って単純に何か持って行けば、これは窃盗罪になりますので。あとはあの、森林法における保安林での無許可、土地の形状の変更など。それから、伐採。さらには、自然公園法。調べたところ、自然公園の範疇には沼の平付近が自然公園になっておりまして、自然公園ですから、自然公園なりの原則、制限がありますし、罰則もあるわけです。

何を言いたいかと言いますと、町や県より先に、例えば盗掘、盗採、土地の変更があった場合には、奥会津森林生態系保護地域、全域がそうであります。国が定めたものであります。さらには今申し上げた各種法律に該当する部分がほとんどです。なので、国が自らの権利を守るために守っていくということが先決ではないかと、そう思いますが、いわゆる、町長は

どう思いますかね。

町が先陣を切って、勿論、それは良いことですが、まず第一義的には、日本の国。この国が当事者であるという認識に立てば、やはり自然公園を、つまり沼の平周辺も勿論、今度、道路ができれば近くなりますし、それからその他についても、ほとんど規制区域に入っております。国の責任をひとつ、行使しなさいよと促す方法についていかがに思いますか。

○議長（佐藤孝義君） 質問者にちょっと、言いたいことあるんですけど、これ、第八次只見町振興計画の基本構想とはという質問なんですけど、もうちょっと、簡単明瞭にしてもらわないと、聞いてるほうもちょっと、理解し難いことが私も感じられるんで、ちょっとあの、簡単明瞭に質問していただきたいというふうに思います。

○3番（酒井右一君） わかりました。

簡単にやります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

いよいよあの、旧村から合併して只見町という町ができて、昭和の合併を経て、只見町、発展してきましたが、それが国が音頭をとる平成の合併の話になった時に、いろいろ経過ありましたけども、結果として単独の道、言わば自立の道を歩みましょうということで当時の議会もその方向でご理解いただいて、単独の道、自立の道を歩みました。

その時に振興計画を、それに沿った振興計画を作らなければいけないということで、いたずらにこう、都市的な生活を望むのではなくて、勿論、不便の解消、不利条件の解消はしなくちゃいけませんけど、ですが、それ以上にいたずらに都市的なものを求めるのではなくて、足元をしっかり見つめて、見つめ直して、そこを磨き上げていきましょうという考え方で第六次の振興計画がスタートしました。ですから、ブナと生きる町というサブタイトルであったり、マイナスな面で捉えがちだった雪が、雪と生きる町ということを堂々とサブタイトルに掲げて、町民の皆様とともに議会の皆様のご理解もあってスタートしました。

それを見たエコパークの国内委員会の方々が、当時、ユネスコエコパークというのは、それほど、なんといいですか、いわゆる、失礼ですが、低調だったと思います。只見町の振興計画がまさにユネスコエコパークの理念を掲げているということで、非常に高い評価をいただいて、当時、町としてはそんな認識はまったくなくて、ユネスコエコパークって何ですか、から始まりました。それで、横浜国大の学長先生が来られたりして、いろいろ啓発していた

だいて今に至りますが、そして今ほどいただいたことですが、やはり地域住民が主体だと思います。法律的な強制力、権限は国持ってますが、最初から国に全部やってもらうという姿勢ではなくて、ここに住む私達一人ひとりがしっかり地域を知って守っていく。活用していくところは活用していくという自立的な意識をまず持つことが一番大事であって、それがあって初めて国に対して云々、県に対して云々という態度に繋がってくるというふうに思っていますので、全部国に委ねてしまったら、かえって怖いかなと思います。権限持ってるのはわかりますけど、やっぱり自分達の地域は自分達でしっかり知って守って、みんなで共有していくんだというような態度が、まず一番スタートだというふうに私は思っております。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 確かに我々が持たなければならない、その考え方だと思います。

私が言ってるのは、ここにあの、これ、遠くて見えないと思いますが、只見町の区域図がありまして、ここには四つの、違う意味での規制図がある。一つは奥会津森林生態系保護地域であると。これ全体がそうです。只見町。それから、会津山地緑の回廊というのをここに明示してあります。それから、先ほど申し上げたように沼の平を含む越後三山只見国定公園内であります。それから勿論、今お話した只見ユネスコパークというのが只見町は全部入っております。

こうした中で、勿論、町が本気になってやると。これはまあ、町の熱意がなければ動きませんので大切ですが、しかしながら、当事者というのはこの三つ・四つの制限をかけておる、これ、国です。自然保護法は環境省です。自然保護法というか国定公園ですね。なので、一義的にはまず、当事者は国であるということをはっきりさせたいと。はっきりさせておいて、我々が努力をしていきたいと。国が曖昧なんですよ。何故、曖昧か。これ、環境省にも林野庁にも私、先週だか、問い合わせしてみました。曖昧なんで、やはりこの只見町の熱量、あるいは福島県・新潟県の熱量、あるいはそこを取り巻く自治体、市町村が一生懸命、団体になって、一つになって、国を動かしていかないと、営林省に関心を経ませんし、そういう意味で、まず国が第一義の責任者ではないかということと言ったものになる。

ちなみに申し上げますと、ある、これ、ある美術振興の総合、5品目ばかりありますが、会津地区が今までバラバラだったんですが、この度、会津17市町村、一つになりました。一つになることによって、バラバラで動くよりも非常に力を持ちます。誰に対する力ということですから、これは国に対する訴える力。それから地域住民が自分がどういう立場でいて、

何をまわらなければならないか、そういうことに気が付くということなんです。

私が言ってる意味はおわかりでしょうか。

そこで、基本計画は申し上げましたように、全編を通じてこの二つがキーワードになるようです。

さらに、ここはまあ、聞き流していただいて結構ですが、八十里越の開通は、289号線の開通は、実はあの、新潟県の朱鷺メッセにある環日本海経済研究所では、逆さ地図というのを作って、国道地理に作らせて、そして、振興に関わっています。それはあの、新潟から、いわゆる白河通って、小名浜に抜けるという考え方ではなくて、周辺の朝鮮、ロシア、中国を巻き込んで、そこで経済を活性化させようという、そういう趣旨のものでありまして、詳しくはネットに、日本海経済計画書、研究所の論文が載ってますのでご覧になるといいと思います。

概ね、皆さん、八十里越をどう守っていくかということについての質問をされましたので、私、あまり長くすることができませんが、ここであの、是非申し上げたいのは、只見町が単独で動くのではなくて、この周辺の自治体ないしは団体、それと連絡協議会のようなものを持ちながら、相談しながら、そこに国に対して、ああしてください、こうしてくださいというような、いわゆる毛利元就の三本の矢ですよ。そういうスタイルで国に向かっていかないと、国はなかなか動かないですわ。ただ、一言申し上げれば、大変関心を持っておられるということはわかりました。先だって、前橋森林管理局に電話して、担当の方とお話しましたが、開通に合わせて、その現場を監視する、巡視する作業をひとつ付け加えますと、そう言っておられましたので、勿論それは国の責任ですよという前提から申し上げたものです。

なので、ここで申し上げたいのは、第八次只見町振興計画をしっかりとものにするには、やはり国道289号線のいろんな齎す効果ないしはハンディキャップ、それとエコパークを基軸とした住民のその意識の在り方、自信を、誇りを持つと書かれていらっしゃるが、そういうことだと思います。是非それを実現するために、只見町だけではできませんので、特に三条、南魚沼、ちょっと間に隙間はありますが、長岡市、あとは新潟県、様々な、日本会経済研究所を入れても結構でしょうし、そういった方々と歩調を合わせて、連絡を協議しながら、そういった会議をつくって対処していくおつもりはないですか。

あと時間がないんですね。まあ、今年の夏から来年にかけて開通するとか言ってますので、欲しい人は人がいなければ入って採れますので、そこら辺あの、国に是非、なんとか守って

いただけるように権限を行使していただくよう、各種各団体との連絡協議会をつくっていただけませんかということを最後のお願いで、お願いというか質問にしたい、そう思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ユネスコエコパークが平成の合併に起因しているということは先ほど申し上げましたが、その前に、やはり、忘れてはいけない昭和44年の大水害があって、その時にあの、主に布沢地区のほうで奥山のほう、営林署のほうでブナの伐採に起因しているんじゃないかということで住民の方や当時の議会が立ち上がられて、その伐採反対ということ町議会でも決議されて、議会が自ら前橋営林局のほうに足を運ばれて、結局、今の緑の回廊とか、様々な国の指定に結びついたという経過がありますので、やはり、そういった当時から姿勢がずっと繋がっているというふうなことを忘れてはいけないなというふうに思っております。

そのうえで、これは最近ですが、昭和村で風力発電の話がありまして、それは、その話は結果、なくなりましたが、その時も只見町も声挙げないのかということをごんたかに言われた記憶ありますが、只見町の領域じゃなくて昭和とか美里のほうだったんで、うちのほうでは声挙げませんでしたが、そのすぐ直後に私、前橋営林局長のところまいりまして、行った理由は沼の平の調査報告書ができたものですから、その沼の平の調査報告書を町、ブナセンターで調査した報告書を差し上げるといいますか、ご報告といいますか、それで局長のところに行ってきました。その話の中で只見町はユネスコエコパークの町なんで、仮に風力発電の話があれば、うちの町はそれは反対ですということも申し上げてきております。やはり、姿勢は明確にすべきだろうなというふうに思っておりますので、そういった考え方で今後も取り組んでいきたいと思っております。

やはり核心地域はまあ、朝日岳、丸山岳中心とした核心地域ありますし、あと緩衝地帯、移行地域。第八次につきましては移行地域、特に産業活動、経済活動、人との交流、そういったものにもっと力を入れていかなければいけないという意味の考え方を主に書き込んであるのが第八次振興計画であるというふうにご理解いただいているというふうに思いますので、また、従前から議員おっしゃる環日本海の構想であります、まさに今、時代はその方向に向いているというふうに私自身感じておりますし、あとはあの、いかに環境の保護・保全、生態系の保全を図りながら、豊かな、様々な生活、経済活動、産業活動に結びつけていくかと。一見、二律背反のようですが、そこをやっていかなければならない難しい時代に入っ

ますので、基本的な考え方は先ほど申し上げた、また議員おっしゃったことをしっかり踏まえながら、関係市町村、関係機関と協力しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） なかなか面倒な話をして、議長に注意を受けましたが、言いたいことは、そこを保全地域として、その自然を守っていかなければ、それを材料にした町の振興、それから289号線というものの二律背反のようなことがありますから、これについてなんとか守る方法を国に強力にさせていただく。していただく。あるいは我々、付近の住民が連携を組んでやっていただく。それが重要ではないかと。そういうことであります。

なので、もうすぐ開通するわけです。なんとかそういった呼びかけを、一番身近なところでは、国に対する呼びかけに対する効果的な身近なところでは、隣の三条市、あるいは長岡、南魚沼、あとはまあ、そういったところで、只見の問題ではないよということを共有するための連絡協議会でも、あるいは茶飲み話でもいいですので、そういう会議をして、連携を整えて、そして、まあ、権限の行使者である国に対して、あるいは人を増員して監視させろとか、誰かが言うておりましたが、あの奥地まで行って監視しろなんて言ったって、行ってきて終わり程度ですので、そこは人を増やしてもらうとか、なにしろその、既に、規則・規程における罰則等、決まったことでありますから、しかしそれは、相手がそれをすり抜けてしまえばわからないわけですので、監視体制の充実とか、いろんな項目を協議することがあると思いますから、そういったものを近隣の県を含む自治体と協議の場を、というとな固くなりますが、最終的に固くなっていいんですが、最初その、きっかけをつくって話し合っただけませんか。これはあの、担当課長行ってこお、なんて言ったってできねえ話ですから、なんとか、首長さんにおいて、このエコパークなり、この自然を守っていただいて、将来の財産に繋がって、そこで生きていかれるような地域にさせていただきたいと思うのが最後のお問い合わせです。

これで終わりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 289号を通じて三条市長と従前よりはるかに多く合う機会、話し合う機会増えてますし、そこに関連して、加茂市、燕市等も、そういった機会増えていますので、やはり、今どうしても早期開通ということと、あとはそれに伴う経済的な効果の話が、

ややもすると先行している感がありますが、やっぱり大事なことは今までかけがえのない自然、動植物含めた生態系があつての八十里の魅力だと思いますから、本末転倒にならないように、その辺のことはしっかり、認識を新たにして受け止めさせていただきたいと思いますし、今後、三条市長と関係市町村長と含めて、そういった機会を捉えて話、まずはあの、話し合いをするところからスタートすると思いますので、一挙に会議の立ち上げということではなくて、その辺のことを懸念されるところを議員おっしゃること、よくわかりますし、我々も認識はしてございますが、そういった話し合いを持ちたいというふうに思います。そのことをはっきりここで申し上げさせていただきます。

○3番（酒井右一君）　　なんとか、我々、住民ではできませんので、なんとか頑張ってくださいようお願いしまして質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君）　これで、3番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

続いて、1番、中野大徳君の一般質問を許可します。

中野大徳君。

〔1番　中野大徳君　登壇〕

○1番（中野大徳君）　それでは、通告に基づきまして一般質問をします。

質問事項は2点であります。

一つ目、薪ボイラーの現状についてお伺いします。

稼働を開始した薪ボイラーの現状と課題をお伺いいたします。

二つ目、朝日診療所のオンライン体制の構築についてお伺いいたします。

町長の政策方針にあるオンライン診療の導入を推進していくとの方針であったが、他の医療機関、病院との連携と医療センターとの遠隔診療の現状と課題についてお伺いいたします。

よろしくお伺いします。

○議長（佐藤孝義君）　町長、渡部勇夫君。

〔町長　渡部勇夫君　登壇〕

○町長（渡部勇夫君）　1番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、薪ボイラーの現状についてであります。本町で只見ユネスコエコパークの基本理念である、持続可能な環境・資源の利用と地域の社会経済の発展を具体的に実践することを目的に、季の郷湯ら里・深沢温泉むら湯に薪ボイラーを導入し、現在運転を開始しております。

薪ボイラーの現状は、現在、運転調整を行いながら、段階的に運転の安定化を図っておりますが、施設内の結露や排気対策、運転管理の人的負担等、いくつかの課題も明らかになっており、必要な追加対策を行っているところであります。

薪ボイラーは、単なる熱源設備ではなく、森林整備の推進、雇用の創出、地域経済循環の構築を図る、本町林業政策の中核となる取り組みであり、今後、エネルギーの地産地消のモデルとしてさらに発展させたいと考えております。

まだ導入初期であり、課題と一つ一つ丁寧に整理し、改善を重ねながら、安定稼働を目指してまいります。

今後も議会の皆様のご理解とご協力を賜りながら、地域振興を着実に推進してまいります。

次に、朝日診療所のオンライン体制構築についてお答えいたします。

オンライン診療の導入は、大きな医療機関が遠い地域や、雪深く交通に支障が出るような地域においては極めて重要な施策であると考えております。特に高齢者や移動が困難な方々にとっては大変有益な選択肢となります。

現在、朝日診療所では、竹田総合病院の専門医による通院型オンライン診療を月に1回実施しております。また今年度、福島県の支援を得て、会津医療センターとの通院型オンライン診療の実証を行ったところであります。今後は只見町から会津医療センターに通院されている方々の診療をオンライン診療と併用しながら体制を構築してまいります。

一方、オンライン診療は全ての疾患に対応できるわけではありません。また、患者の中にはオンライン診療に対する不安や抵抗感を持たれる方もいらっしゃいますので、より丁寧な説明が重要であると考えております。

オンライン診療を通じて、町民の医療へのアクセスが向上し、医療の質の向上に寄与できるよう、引き続き努力してまいります。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） それでは再質問をさせていただきます。

まず質問が表題と要旨、あまりにもちょっと、そそっかしくて申し訳ございませんでした。もう少し丁寧な質問の要旨を伝えればよかったのかなと思って今反省しておりますが、丁寧な質問に心掛けますのでよろしくお願いいたします。

まず、薪ボイラーの現状はということでお伺いいたします。

本年の2月の6日、経済常任委員会において現地視察を実施いたしました。この経緯とい

いますか、経緯としましてはまあ、委員会としては町民の方々から、薪ボイラーが稼働し始めたらしいが、最近、煙も見えないし稼働してないようだが、どうなってんだべというお話をいただきました。薪生産者のほうからも予定の半分以下の薪の消費であるということもお伺いしました。早速、委員会として調査することになりました。

委員会として現地を視察させていただきました。これは委員会に限らず、やはり、まだあの、施設の中を見た人はそうはおりませんでしたので、総務委員会の方々も二人、一緒に同行し、勉強に行かれたという経緯でございます。

大変立派な施設で、これが只見のユネスコエコパークに合う、理念に合致した、目的は大変大きな目的でありますし、大変立派な施設ができたなという感想を受けました。が、やはり、やっぱり、し始めということで、なかなか、うまくいかない説明をその時は受けました。試運転というか、使い始めなので、調整なのか、何だかよくはわかりませんが、100パーセントの稼働率にはまだまだ達していないということでありました。

やはりこの、目的に、設置目的に達するにはやはり長い時間がかかるのかなと思いましたし、新車、新しい新車を使いこなせるかといって100パーセントの力を出せる今の状況ではないなというふうに感じ取られました。

で、連動する湯ら里の施設、配管施設っていうんですか、ボイラー室っていうんですか、名前はちょっとわかりませんが、そちらのほうも同じ、連動する施設として視察させていただきました。

その時ですね、まあ、私もびっくりしました。まるであの、映画で観る潜水艦の中のようなところに行きまして、配管室とでもいうのかわかりませんが、説明員、それから、その地下を見たときは説明員、それから支配人によって後で上の部屋で説明を受けました。30年が経過し、大変劣化しているなど、もう一目で誰もが感じ取ったのかなということでありました。毎日、時間の合間をみて、朝夕に限らず、点検しないと、いつ、どこが、どうなっても、おかしくない状況ですという説明を受けました。水漏れがないか。水というか、お湯漏れがないか。冬でしたので、漏れてるのは氷の塊になってあるようなところも見受けられました。

せっかく、この薪ボイラーをあそこに設置して、目的がやっぱりある施設ですから、これは、もし、湯ら里のほうのその設備が異常をきたせば、休館を余儀なくされ、大変なことになるなというふうに感じ取られました。

そういった状況でありましたので、薪ボイラーのほうはまだ、はっきり言えば、結論から申し上げれば、原因がわからないということでありましたし、湯ら里のほうの施設はいつ、どうなってしまうしょうがない、しょうがないというか、お湯が噴き出してしまうしょうがないようなパイプがいっぱい繋がっているような状況で、はっきり言って、ちょっと驚いたというか、びっくりした次第であります。

せっかく、この薪ボイラーの目的を達成するためには、委員会としてはやはり、湯ら里のほうの、その設備といいますか、これをやはり計画的にやらないと、これはまあ、大きな目的を達成するにはいかないのかなというふうに感じ取られました。

そういった修繕の、大規模というんですか、やはり、同じ、みな30年経ってるパイプ類ですから、ここはバルブが閉まらないとか、もう錆びついて閉まんねえんだとか、そういった説明も受けましたし、そういったことをそろそろ考えるべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 薪ボイラーの現状ということで町長から答弁をさせていただいたところでございます。

薪ボイラーの現状につきましては、経過から申し上げますと、11月末に工事が竣工いたしまして、その後、指定管理者の季の郷湯ら里に取扱説明等々行ったうえで、薪ボイラーとしての稼働を12月10日に開始をしたというような流れになっております。

その中で稼働後、温度制御設定、いわゆる加温の関係の不整合ということで、設計どおりに熱（聴き取り不能）ができていないことがちょっと明らかになりましたので、一度、運転を止めまして、その解消に向けて設計者と設備会社等々と協議をさせていただいて、一度、運転を止めまして、その改善を求めたところです。

そういった中で2月の2日に、大きな解消が図られまして、再稼働をしたということで、本格的に運用開始したのは2月10日ということになりますけれども、実際あの、稼働を継続していかないと、様々な課題というのが全部出てこないということもありますので、町長の答弁にもございましたとおり、そういった課題については段階的に運転安定化を図っていくということで、現在、継続して運転、開始をして、運用しているような状況でありますので、今後とも様々な課題あったとしても、その解消に向けて進めていって、森を活用する、それを熱利用するというようなエコパークの理念に基づいた大切な事業になりますので、そ

ういったことで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 温泉施設の配管の設備についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（増田 功君） 配管施設につきましては、老朽化しているというのは当課のほうでも存じてございます。湯ら里の修繕にあたりましては、安全確保が第一、続いてまあ、計画的に改修するということで、当課と湯ら里の会社のほうで協議をして進めておりますので、そういった大規模な改善についても協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今議会初日の委員会において、老朽化している季の郷湯ら里施設への対応の考え方ということで課長からいただいております。

考え方としては2点、安全確保、それから計画的に更新していくということでございました。

9年度までですか、の一応の計画の予定表。これ、でも、内容を見ますと、20項目のうち、その配管設備の修繕といいますか、それは20分の1でございます。濾過ポンプ2台をオーバーホールするということではありますが、はたしてこれ、これだけで、あとはいろいろあります。備品購入とか、外部の屋根修繕とか、私達が視察させていただいたのは、この1点であります。非常にこれを見る限り、また説明を聞いた限り、不安になるんですが、それはもう、今のお考えではその場その場で対応していくというお考えでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 施設につきましては、安定的にサービスを提供することが大前提であると思っております。そういった中で毎年といいますか、まあ、定期的に会社のほうとは協議をして、修繕や設備の更新についての計画を立てているところでございますが、今回、委員会でもお示ししましたとおり、協議した結果、こういった計画になっております。それは遠慮をして、そういったことを協議の場に、テーブルの上にあげていらっしゃるのか、その辺のところまでは推し量ることはできませんけれども、必要な、安定的な施設を運営するうえで必要な改善、更新というものは、町としてもしていくべきことと思っておりますので、今後、さらに協議を進めながら、安定的なサービスの提供に努めてまいりたい

と思います。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 説明員の、説明された方の、そうですね、3・40分ぐらいは、熱く、なんとかしてくれという悲痛な叫びのように私達は受け取りました。それで、今回、委員会報告の中でもそういったことを、調査報告として求めました。

その中でですね、やはり、その説明員と、その会社の考え方に、こう、ギャップがあるようなことを課長はおっしゃいました。初日の委員会の中で。ということは、ということは、私達が受けた説明は会社の考え方ではないというふうに受け取ったのですが、その辺を説明いただきたい。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 委員会で視察されて、社員の方が説明された。どういった説明をされたか、私どものほうには情報はきてございません。

再三申し上げますけれども、町と、当課と会社のほうで計画的に修繕、安全確保を最優先としながら、安定的な設備の運営をするための修繕についての協議をしまして計画を立てているものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 私達も、心配するので、こういった委員会の調査ということになっておりますので、是非ですね、この薪ボイラーの最終目標というか、最初の目標を一日でも早く達成すべく、必要な改修はすべきだと考えますので、よろしくお願いします。

今、稼働率がたぶん、70から80パーセントだとお聞きしました。ボイラーの。薪も予定、大体の予定ぐらいは燃やせているというふうにお聞きしました。しかしあの、目的の一つには、それによって湯ら里のその燃料費ですか、それを抑え、経費を抑えていくというのも設置の目的の中にはあったし、私達もそういう説明を受けております。あそこから、薪ボイラーから湯ら里の施設に送るのに、予想以上に温度は落ちないという説明も受けました。今、もしわかれば、その燃料費、どのぐらい、になるか、わかればいいです。わからなければ、どのぐらいの削減になるのか。なっているのか。教えていただきたいです。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 燃料費の削減率等々のお質しだと思います。

先ほどご説明を申し上げましたとおり、12月10日に稼働は始めましたが、その後、運

転を中止し、再稼働をしたのが2月2日、本格運用2月10日という形になっておりまして、現状、そういった比較ができるようなデータは持ち合わせておりません。またあの、冬季と夏季で、その運用の、運用量といいますかね、熱利用料が大きく違いますので、実際、比較するのはなかなか、現状では難しい面もありますので、一年トータルをしまして、こういった形になるかということをお示しできればというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） これ、施設柄ですね、アメリカ軍の侵攻によって燃料がこれから益々高くなるというような情報も入ってきております。1週間で3年ずつ高くなるんじゃないかなってというような情報もありますけども、やはり、そういった面では、やはりこの、私は薪ボイラーは大変、町としては大変あの、素晴らしい政策であったなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これはある程度、時間が経たないとデータがとれないということではありますが、必ず良い結果が出ると信じておりますので、よろしくお願いいたします。

2番目の質問をさせてください。

朝日診療所のオンライン体制ということで質問しました。素晴らしい答弁内容だと思っております。

私も昨日、考えてきたんですが、私のその夢というか、将来性をお話しようと思ったんですが、ここに載っておりますので、あえては言うつもりはありませんが、大変あの、ここに至るまで、大変だったと察します。いろんな交渉事があったと推察しております。病院、それからドクターのこととなると、かなりこれは大変な作業ではなかったかなというふうに察します。

2月の19日でしたか、新聞報道出ました。私もこれ見まして、やはり、町長、頑張ってやっていたらっしゃるなというふうに記事を読ませていただきました。今回はまだ、症状が軽い患者から始め、という新聞記事ではありましたが、答弁のほうを見ますと、医療センターに通院されている方々の診療をオンライン診療と併用しながら体制を構築するというふうにはっきり書いておられます。やはり、私はこの、これをですね、まず、確立していただいて、そこからですね、できる範囲で広げていただきたいというふうに私は思っておりました。

お聞きしますけども、これ、今回は医療センターです。前回からやっていらっしゃったのは竹田総合病院。それから会津にはまあ、いっぱい、病院ありますけども、これ、私、内容はあまり詳しくはわかりませんので、こういった全域の、会津全域の病院とか診療所が同じレベルで連携するようなことはできないのかなと勝手に思っておりますが、その辺をちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のその、会津全域でこういったオンライン診療ができないかというご質問だったかと思えますけれども、現状としまして、こちら、答弁書に書かせていただいた竹田総合病院とのオンライン診療につきましては、竹田病院の専門の先生が竹田病院にいるまま、患者さんは朝日診療所に通院をされて、診療所の診療室で診察を受けるというオンライン診療になっております。この場合については、朝日診療所に患者さんのカルテがあるので、医師の立会いが必要、朝日診療所の医師の立会いが必要になるというオンライン診療になっております。ので、どうしても、実際に診察するのは竹田病院の先生なんだけれども、朝日診療所の医師も一緒にカルテ入力をしなければならないというような状況になっております。

2月19日に新聞報道でありましたように、その前日に会津医療センターとオンライン診療の実証をしております。こちらのオンライン診療については、福島県の補助を受けまして、朝日診療所の電子カルテをリモートで操作できる端末を購入をしております。そちらを会津医療センターに貸し出しをしております、会津医療センターの先生が、そのカルテを、朝日診療所のカルテをリモートで操作をするので、診療所では看護師の立会いのみで診察をできるという仕組みになっております。同じオンライン診療でも、立ち会う人が違うので、できれば今回のような会津医療センターのように看護師立会いのみでできるオンライン診療というのを今後、診療所としては行っていきたいと。で、今回については実証ということでしたので、比較的、状態の安定した方を対象に、実際にはどのような形で診察ができるかという確認も含めての診察となっておりましたので、今後はですね、どうしてもその、会津医療センターに通院、2時間かけて行く方が、3ヶ月に1回、会津医療センターに行って、残りの毎月1回は診療所で診察できると、そういう仕組みを確立をできれば、通院という大きな課題が少しでも解消できるかなということでの取り組みになっております。

中野議員おっしゃったような、その会津全域でできないかというお話は、実は会津医療セ

ンターの先生方も考えておられまして、どうしてもそのカルテをどうするかといった課題があるので、今すぐできるかというのは非常に難しいものだと思いますけれども、今後、その医療DXというのも進んできて、電子カルテの情報等が医療機関で共有できるようになれば、こういった取り組みが全域で、会津のみならず、広い範囲でできることになるのではないかなというふうには思っておりますけれども、今はできることから取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） こういったへき地で、町民のために前向きに進んでいるなということで僕は理解しております。

課長おっしゃるように、特に交通弱者と呼ばれる人には大変その通いは負担になっておるお話も聞きますし、現状、そういう姿も見ております。特に冬なんかは、やはり、その病院の帰りに車落としてしまったとか、そういったことも聞きながら、やはり通いは大変だなとずっと思っていました。

私が思ったのは、それは、例えば最初は、医療センターに掛かったと、中央に掛かったと、いろいろあります。その簡単ていいますか、こっちの、もし、診療所で対応できる範囲であれば、そういったものは診療所でできないかなと勝手に思っていました。

私、今回、ちょっと、骨折しまして、最初、田島病院に自分の車で行きました。で、すぐ中央に行けということで、紹介状書くから中央に行きなさいと言われてまして、中央で手術を受けました。今、リハビリの段階ですけども、こういったリハビリ等は今、週1回今、先生に、実はこういうわけで、冬でもあるし、5分でも10分でも近い病院に行かせてほしいということを先生に直接言いましたら、じゃあ、田島のほうでリハビリはやるようにできるから、そちらのほうに行ってくださいということで、今、一生懸命通わせていただけてますけども、そういったできる範囲のことは、やはり近く、自分の住んでる近く、特にお年寄りなんかはおおいにそうだと思いますので、そういった、その、できることから始めて、いつていただきたいなというふうに思います。ですから、今回ののはまあ、スタート地点でまだ、テスト段階というところでお聞きしましたけども、やがて、今度、病院のほうも町長おっしゃるように新潟のほうの病院とも提携なさる。しかし、例えば冬だったら通うのも、道路は通じたとしても、まだまだ、冬通れるようにもなりませんし、そういったことも予想しながら、できる範囲のことを診療所で私はやってほしいなというふうにならずにずっと思ってますし、これか

らもやはり、第一次医療センターということはわかってはいるながら、その一次の範囲内でできることを将来のためにやってほしいと希望します。

私、やはりあの、誰も病気やケガにはなりたくは、それはなりたくはないんですけども、なってしまった時に、こんなに大変なことなんだと私もつくづく、身をもって知らされましたので、そういった医療体制の構築を目指していただきたいと。

町長、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、朝日診療所のオンライン体制構築の関係でお話いただいておりますが、この度、議員、本当にあの、そういう不慮の事故といいますか、ケガをなされまして、痛切に、従前にも増して、その思いを強くなされたというところからのご質問かと思いますが、本当にあの、緊急の対応、また、その後、退院後のリハビリ、トータルでとっても大切なことだというふうに思いますので、今、保健福祉課長申し上げましたように、一つ一つ、その体制を構築して、こういった、いわゆるへき地と言いますか、特に冬期間の通院に負担を要するところで、本当に効果的な診療の方法だというふうに思っておりますので、引き続き努力を重ねてまいりたいと思いますし、ここに至るにあたっては、県の担当課また福島医大会津医療センターの方々、先生方の本当にあの、毎年、年始の挨拶に医大並びに医療センターにも伺ってますし、やっぱ、そういった中で朝日診療所を非常に気にかけていただいているということをひしひしと感じております。

そういった中で今年も1月にお伺いした時に会津医療センターのセンター長さんに、先生に、院長先生に一番先に言われたのは、オンライン診療ですよというふうに一番最初に言っていたので、非常に心強く思いまして、これが一つ一つ、実現できたことは本当に多くの方々のご理解とお力添えの賜物だというふうに思いますので、やはり今の只見町、朝日診療所の医療環境をご理解いただいている先生方、関係者の方々が多くいらっしゃるということに感謝をしながら、そういった中でもまた引き続きのお願いをしてまいりたいというふうに思いますので、改めまして中野議員のお気持ち並びにご提言を受け止めて努力してまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○1番（中野大徳君） それでは、町長に前向きな答弁いただきました。よろしくお願い申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、1 番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

開始予定は1 時ちょうどといたします。

休憩 午前 1 1 時 2 9 分

再開 午後 1 2 時 5 9 分

○議長（佐藤孝義君） （再開の録音なし）

一般質問を続行します。

8 番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8 番、山岸国夫君。

〔8 番 山岸国夫君 登壇〕

○8 番（山岸国夫君） 8 番、山岸国夫、質問事項に基づきまして一般質問を行います。

2 点です。

質問事項の一つは、生ごみの減量化推進、肥料化の具体的取り組みについてであります。

質問の要旨は、第八次只見町振興計画、前期基本計画の第 5 章、基本計画のⅣ、住みやすさを実感できるまちづくりの、1 環境衛生の充実の具体的施策と主な取り組み内容の（1）ごみの減量化と資源化の推進の②生ごみの減量化推進（生ごみの肥料化など）を掲げているが、具体的な取り組みの方針を伺います。

二つ目、労働者に適正な賃金の確保を図ることに関連してです。

質問の要旨は、一つは、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の付帯決議事項の実践状況についてです。二つ目が、町が発注する公共工事（指定管理含む）において、現場末端で従事する労働者の賃金を確保する条例（公契約条例）制定を求めるが、町長の考えを伺います。

以上、2 点であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8 番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、第八次振興計画における生ごみの減量化推進、肥料化の具体的な取り組みの方針についてであります。

生ごみは、家庭や飲食店から排出される廃棄物の中で大きな割合を占めており、水分をできるだけ切り、乾燥させることや肥料化などの資源化が重要です。これにより、環境負荷の軽減や循環型社会の構築に寄与するものと考えております。

これらの取り組みは、各家庭や事業者の皆様の協力なしには実現できません。そのためおしらせばんでの啓発活動が中心となっておりますが、本年度は明和公民科でSDGs講座として、只見町のごみ問題について考える講座を開催し、より多くの関心を持っていただく取り組みも行っております。

引き続き、これらの普及啓発活動を充実させ、ごみの減量化と資源化を推進に努めてまいります。

次に、労働者に適正な賃金を、についてであります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の、公共事業の入札及び契約の適正化促進に関する法律の付帯決議事項の実践状況についてであります。労務費が適正に設定されるよう、国、県に準拠して実施しております。

2点目の公契約条例の制定についてであります。

公契約条例は、公共工事や業務委託における契約の透明性や公正性を確保し、労働者の賃金等、適切な労働条件を確保することを目的としたものであることは承知しております。労働者の賃金を確保することは、労働者の生活の安定を図るだけでなく、高齢化が進む中で若者を含む人材確保にも重要であると考えております。一方で、賃金等の労働条件は最低賃金法や労働基準法に基づき、各事業者の労使間での交渉により、自主的に決定されるものと認識しており、条例で賃金等の労働条件を定めることには課題もあると考えております。

また、公契約条例を制定している他の自治体の例を見ますと、賃金台帳や労働条件報告書などの提出を求めており、下請け事業者まで賃金水準を把握する必要があるなど、受注者に事務負担が増えることにもつながります。

最低賃金法や労働基準法に基づき事業を行っている中で、個別自治体が独自の条例により新たな規制を設けることは、事業者の十分な理解が必要になってまいりますので、お質しにある付帯決議事項等を尊重して労務費が適正に設定されるよう努めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○８番（山岸国夫君） 資料の配付、許可お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 許可しますので、配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 資料の配付が終わりましたので質問ください。

○８番（山岸国夫君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、生ごみの減量化推進と肥料化の具体的な取り組みの内容についてであります。

今、配付しました一枚、裏表になってますが、横の表をご覧くださいと思います。

これは去る２月２７日に行われました南会津広域市町村圏組合の中で特別会計のごみ処理に関する資料として出された資料です。

町長は副管理者でありますから、この資料はとっくに目を通していただ我想います。

これを基にそれぞれの各加盟町村のごみ焼却費用が算出されております。

これを見ますと、人口については福島県の人口調査や統計調査、基にしていますから、若干のこれ、数字の違いは出てくるかと思いますが、人口は平成２５年から令和６年までの間で減ってきておりますが、しかし、一人当たりのごみの年間の出す量は、逆に、平成２５年が３７４キログラムでした。平成６年度は３９６キログラムと増えています。一人一人が出す搬出量が、これは増えているという状況を示しています。

また、参考として、福島県が調査しましたごみの排出量、全国平均では一人当たり一日８５１グラム、福島県では９６８グラム、只見町では１，０３８グラムで、県内で５９市町村のうち４６位と下のほうになっています。下のほうになっているということは排出量が多いということの数字であります。

私はこのごみ問題というのは、やっぱり温暖化によって、気候変動によって、大雨や豪雨災害、夏の猛暑、それから強風など、暮らしは大きな被害を受ける状況になっています。地球温暖化の原因、ＣＯ₂の排出の削減は地球規模の人類の課題だというふうに大きく言えば捉えて間違いないと思います。

ごみの減量化は環境対策、それから温暖化対策にとって欠かすことのできない喫緊の課題というふうに私は捉えております。気象状況から見ればそういう今の状況で様々な取り組みがされていると思います。

先ほどの答弁で、私は減量化の推進と肥料化の具体的な取り組みについて伺っております。

２段落目で乾燥させることや肥料化などの資源化が重要ですよという答弁で、その一番下の

ところでは、これまでの取り組みの範疇のまま記載されているんじゃないかというふうには捉えています。

じゃあ、これらの減量化、そして、この文書では乾燥、それから肥料化とありますが、その辺については具体的な答弁ありませんでしたので、これらについて具体的にはどのようにするのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

一般質問の答弁書の内容でお答えをさせていただきましたとおりでございますが、現在のところは啓発活動中心に行わせていただいております。具体的な取り組みというところで記載ということで、今年度、始めてではございますが、中央公民館のSDGs講演会におきまして、只見町のごみ問題について考えるということで、まずは明和公民館のほうで実施をさせていただきました。その中ではごみの現状、只見町の、今ほど山岸議員のほうにもお調べいただいた、こちらのごみ処理料の県の報告書をもって具体的な数値でご報告をさせていただいております。

そういった中で減量化等に取り組むことをお願いをするようなところでございます。今のところはそういった形で進めさせていただくことと考えておりますが、まだまだ、おっしゃっていただいたとおり、この取り組みについては重要な課題であります、そういったところでしかまだ取り組んでいないのが現状でございます。

また、公民館の講座の中では、他方の事例でありますコンポスト段ボールということで、段ボールのほうでコンポスト化の肥料化をするような取り組みの事例を紹介する予定でございましたが、都合によりその内容がちょっとできなかったこともございます。そういった取り組み、他の市町村でやっていますので、そういったところもご紹介しながら、具体的にごみの減量化を少し、一歩先に進めていきたいということで考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 減量化の答弁ありましたが、この肥料化についてはどのように考えていますか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 減量化のほう、肥料化については今ほど申し上げましたコンポストなどを使って、家庭でできる肥料化についての取り組みをまずはご紹介させていただ

くというようなことで、今まだ、公民館の講座の中でできなかったものですから、今後は広報紙等でこちらのほう紹介させていただきながら進めたいと考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○８番（山岸国夫君） 町でこの肥料化について検討したことはありますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） すみません。過去に公民館の、朝日公民館のほうで、ごみのコンポスト、肥料化の機械の貸出等を行った事例もあったそうでございます。すみません。詳細は私ちょっと把握してなかったんですけども、そういった取り組みもあったということでございますので、それらのことをまた事業として検討させていただきながら、そういったのも含めて肥料化は進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○８番（山岸国夫君） このごみ問題というのは、いわゆる発生源をどう抑えるかということだと思いませんか。で、町の答弁のほうも、そこにポイントを置いた答弁になっていると思います。

これは、事業系ごみ、一般家庭系ごみと、２種類ありますけれども、それぞれの発生源のところでどう減量化していくか。そしてまた、たい肥化していくかという取り組みが必要なのと同時に、これまでのやっぱりごみの焼却の方法というのは、大体、集めて焼却場で燃やしていくということになってますから、先ほど最初、資料出しましたように、一人当たりのごみの排出量はこの１０年間、とっても増えていると。そうすると、今、南会津環境、合併しましたが、特別会計の環境衛生組合。ここへのごみ処理の負担金が町の公費から支出して、これがかかなり大きな金額になっていくと。ごみ処理で町のお金も相当出さざるを得ないと。他に消防とか、診療とか、いろいろありますけれども、ごみ処理に関しても税金がここに投入されるという仕組みになっています。

それで、この意味については最初、私、言いました。気候変動どう抑えるかと。CO₂の削減、どう削減するかということでもあります。一般家庭でのところでいいますと、その排出ごみをなるべく少なくする。残渣も、食べ物の残渣も少なくするということですが、肥料化、いわゆるたい肥化の中で、１０年ほど前になりますか、私が議員になって当初、環境衛生組合の議員を担当したことがありました。その時に、当時のあの、環境衛生組合の責任者に話しましたら、このたい肥化、なんとか衛生組合として、燃すだけじゃなくてできないものか

という相談、話をしました。そしたら、すぐ、動いてくれたのはわかります。各町村のたぶん、担当者に行かれたんだらうというふうに思います。これは私の想像ですが、最終的な答弁はまだ難しいという答弁でした。ということは、それぞれこれは、町も含めてのどう対応していくかということが必要になりますから、当時、私が注目したのはこのたい肥化で、事業系ごみになりますが、給食センター、それから老人福祉施設等が出す、その生ごみですね。これを集めて有効活用できないかという中身での話もしました。当時は難しいということで、そのまま実現に至りませんでしたけれども、当時はあの、山形県では一時、このたい肥化取り組んで、農家の人と契約して、そのたい肥化したものを販売して活用しているという事例もありました。ただ、そこも一長一短にすぐできたわけではありません。生ごみの中にプラスチックが入っていたり、様々な、他の植物、残渣だけじゃない品物入っていて、なかなか難しいという中身も報道されてましたけど、そういう中で結構、努力をしながらたい肥化に進んでいったという例も、10年前ですけど、ありました。

しかし、まあ、今実際に、只見町の置かれている今の状況で、その肥料化という点で、給食センターでいけば、今、生徒数も少なくなって、給食数も減ってきてますから、植物の残渣も少ないのかなと。それと、こぶし苑や只見ホームなども、診療所も含めて、診療所は夜勤なくなりましたから、夜間診療なくなりましたから、これらの食べ物の、もうほとんど、冷凍食品を温めて活用するということです、10年前とは大きくこの、たい肥化できる品物の提供材料というのが減ってきているのかなというふうに感じています。

私もなるべく協力しようと思って、畑にコンポスト買ってきて、生ごみについてはほぼ、そこに入れて、たい肥化する努力をしていますが、それでもあの、中型のコンポストで、一年間投入し続けると、結構一杯になるんですよね。だから、底上げしてまた、上のほう浮かせて、また投入して、(聴き取り不能)入れたり、その処理剤を入れたりして、いろいろやっていますが、結構、一年間だと、一年間といっても冬場使いませんから、8ヶ月ぐらいですかね。でも、結構溜まるもんです。ただ、そういう点では、ここをどうするかと。今後ね。今現在は啓蒙、啓発に留まっているわけで、私はこのままじゃ十分じゃないと感じてますので、乾燥させる、先ほど朝日振興センター、当時の例で、私も一時借りたこともあります。野菜の残渣を入れて、乾燥させて、そして排出する量を少なくするという方式のものでした。ですが、いつの間にか、あまり使われなくなってしまったというふうに思います。

それとあと静岡県の浜松市か名古屋だったと思うのですが、名古屋は愛知県か。かなり先進

的にごみの分析をして、袋をね、どういうゴミが入っているのか。その紙類なのか、いわゆる食べ物のカスなのか、野菜くずなのか、みんな分類をして、そしてどうするかということを検討したそうです。で、ごみを減量するには、やっぱりごみの中でも一番多いのが野菜の中に含まれる水分が多いということで、そこでもう一押しという機械をつくって、ごみの、台所にあるごみのケース、入れる、そこにこう、昔は五右衛門風呂をかき回すような、の小さいような形のもので、グッと押して、水分を排出して軽くするというような取り組みも行って減量化に取り組んだ、一つの例でありますけど、様々、この取り組み方というのはあると思います。

だから、そういう点では、ここに書いてる、最初の答弁にありましたように、乾燥、それから個人でのコンポストでのたい肥化。あとは町としてどういう、個人での対応と同時に町としてどういう対応をするのか。これが必要だと思うんですが、そこはまだ、今日の答弁じゃ明らかになってませんので、これからの研究課題というふうに捉えていいんでしょうか。その答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） お答えをさせていただきます。

山岸議員のほうから、これまでの取り組みとか、経過とか、いろいろあの、具体的な事例をおっしゃっていただきまして、本当に勉強させていただきました。実際にあの、そういった形で、家庭から出すごみを、どうやって少なくしていくかというところではありますが、只見町のごみの排出量で今、燃えるごみの量をいただいておりますが、県のほうの報告の中で、4年度の中で、只見町のリサイクル率というのは非常に高くございまして、出されるごみの量はおっしゃっていただいた資料のほうで、ごみの中で出てきます。その中でも別にリサイクルとして排出される分もありますけども、只見町は比較的、リサイクル率が高いので、ただ、ごみとして全体としてはやはり増えておりますし、焼却するごみも増えているのは間違いないといったところで、基本的には各家庭のほうから出されるごみの水分を切ったり、肥料化をしたりということで、なるべく出さないというところが一つは必要だと思っております。

また、併せまして、なるべくあの、食べ残しをなくすということで、一方で別のフードロスの取り組みもありますので、そういったのを並行させていただくというのがまず一つ、大事なのかなと思っております。

併せまして、これからどうするかというところは、本当におっしゃっていただいたとおり、我々のほうとして研究、検討課題かなと思っております。今こういった環境問題、非常に取りざたされている状況ですので、今ほどいただいた具体的な事例なども私のほうで調べさせていただきながら、やはりごみを少なくしていくためには、じゃあ今後、こういったことができるのかというのを含めて、改めて研究・検討させていただきたいと考えてございます。

今の時点で具体的に、こうしたいというところはなかなか申し上げることはできないんですけども、それら含めて今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） ちょっと参考としてお聞きしたいんですが、今、給食センターの、結構、調理上の野菜のくず出ると思うんですね。皮を剥いたり。その処理というのはどうなさってますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

給食センターでは毎日、大体300食程度の食事を作っているんですけども、その残渣については基本的には廃棄ということで対応させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、廃棄ということで、事業系ごみとして毎日回収されているということでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 議員お質しのとおりでございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） このごみ問題というのは、CO₂削減や、地球温暖化など、かなり以前から日本国内も含めて、国際的にも大きな課題になってきております。そういう意味でも、今始まった問題ではないので、これは時期、どうするか。一人一人の町民の皆さんとの協力も必要なしには、これ解決できませんので、だけど、町民一人一人に任せるんじゃなくて、町も積極的な方向性を出して、皆さんの協力も得ていくという取り組みを是非検討をしていただきたいというふうに思います。

これは大元のその、質問しましたように、第八次振興計画の中の一つでありますけれども、これからの私達が住んでる地球をどうするかという角度から見れば大きな課題でもあります

ので、是非、この角度での検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

二つ目の、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の件であります。答弁によりますと、1点目の、国、県に準拠して実施していますと。この準拠してという中身はどのようなものなのでしょうか。

それと、その前に、皆さんのところに配付しました、ごみの排出量の裏側に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に対する法律の付帯決議ということで、平成12年11月16日の参議院の国土環境委員会の付帯決議を参考として皆さんのお手元に配付させていただきました。

先ほどの質問に戻りますが、国、県に準拠して実施しているという中身について伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今回のお質しの部分の付帯決議についてでございますけれども、基本的に内容については労務費の、著しい低い労務費の禁止であったり、労働環境の改善と処遇の向上、設計変更の透明化、公正な取引というものが、令和6年のものだと思います。これ、平成12年なんで、ちょっと、あれなんですけれども、基本的には設計単価等々ありますけれども、国から県にまわって、県の設計単価等に準拠して町では実施をしておりますので、そういった形での準拠、さらには設計等に関わらないものに関しましては、国の通知等含めて、そちらに基づいて実施をしておるというような内容でございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この公契約条例が国でできた法律。これの背景というのはどんなふうに捉えてますでしょうか。この、国が、いわゆる公共工事の、先ほど言った入札及び契約の適正化の促進に関する法律の付帯決議。これらができた背景がこの公契約条例になっているわけで、その辺に町としてはどんなふうに捉えてますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどご質問でございますが、建設業法及び公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の中で付帯決議がされていると。

今般、資料いただきました平成12年の付帯決議以後、様々、何度も付帯決議がついてございまして、その付帯決議、最近になります、中身が具体化をされております。例を申しま

すと、建設業者による材料等の記載見積書及び労務費の基準の活用を（聴き取り不能）具体的な付帯決議をなされておりますので、今ほどその付帯決議に準拠しているという農林建設課長の答弁については、こういった具体的な部分について実施をしているということでご理解いただきたいと思います。

法の趣旨、その付帯決議の趣旨としましては、やはりあの、労働者の賃金、また労働条件を適正にしていくという部分での付帯決議をされているというふうに認識をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この国での法律ができる背景というのは、やはりあの、元請けが下請け、孫請けに対しての工事のダンピング、これが大きな問題になって、そして一番の孫請けの会社に負担を強いて、労働者のその賃金に大きな影響を及ぼすという時代背景があって、このような条例ができる背景になったわけです。

そういう点では一番は、その一番末端のところで働く労働者の賃金を守ることが最大の趣旨であります。特にこの委託料などの積算でも、直接費や間接費、事業の実績に必要なコスト積算の考え方などにおいて、先ほどの答弁あった中身は積算されていると思うんですが、そして、同時にですね、業務委託において、この人件費に関して、そういう点では労働者の権利、水準を守っていくという点でも明確なやはり積算基準が必要なんじゃないかというのも、この法律の決めた趣旨でもあると思います。

そういう点では、町は自治体ですから、公共体ですので、公共サービスの質の確保、向上、そして持続可能な公共サービス供給の環境を整備していくということが求められていると思います。

それで、先ほどの答弁の中で、事業者の十分な理解が必要になってくるというような一言ありますが、これは事業者の納得を得ないとできないものかと。そういうもんじゃないと。公の機関としてこの条例を決めて、そして、只見町と契約している業者、大きな工事になれば下請け、孫請けも入ると思いますが、そういうところまで含めて労働者の賃金、給与の下支えをしていくというのが趣旨ですから、これは町が独自に決めていけばいいものだというふうに私は思っています。

ちなみに、令和7年の9月時点で、この条例、作られた全国の自治体どうなっているかということを、神奈川県自治体労働研究所というところで集約されました。いわゆるこの賃金の金額まで含めて入れた条例というのは33の自治体。それから賃金を入れないで基本的

なことだけを入れた基本条例といいますか、そういったのが58自治体。で、合わせて91自治体になってます。

私、給食費の問題でも全国のごう、進んだところ、数出しましたけれども、ここでもあの、様々ですね、それぞれ、自治体によって内容はかなり違います。この公契約条例に対する工事の範囲。これもまあ、大きい市だと、政令市だと1億円とか6億円以上の工事とか、業務委託の中身では小さいところだと500万以上担当してるとか、指定管理などでもやっぱり500万以上の金額を契約する場合には、この公契約制度の条例を適用するとか、様々な決め方があるようです。一律に全ての事業についてこの制度を使うっていうんじゃないくて、一定のこの規模を決めて進めるというのが、このそれぞれの決めた自治体での内容でありますので、これは只見町が取り組むとすれば、それに合った内容を決めればいいものだというふうに私は思っていますが、すぐ、これ、やるというふうには、先ほどの答弁の中身だといかないでしょうけど、検討する余地はあるかどうか、お答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのお質しでございます。

まず町長答弁にありました、事業者の十分な理解が必要になるという部分につきましては、賃金、労働条件につきましては様々な法律がございますので、それに基づいて実施をされているものというふうに考えております。十分な理解という部分については、条例によって町に提出する書類が増えるとか、事務負担が増える部分。こういったことについては、事業者の理解が必要であろうということでの答弁だというふうにご理解をいただきたいと思います。

労働条件についても、その上簿法がありますので、適切にそれは執行されてるといいますか、事業者側で対応されているものという前提に立っての話でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

そのうえで公契約条例の制定についてということでございますので、今ほど他自治体の例もお示しをいただきました。一つについては、私個人的に疑問に思う部分がありまして、条例に定めた部分だけでいいのかという部分もあります。本来ですと、全ての工事、事業者が行う事業の中で適正な労務費を設定していただくことが必要なんだろうなという思いもありますので、そういった部分も含めて研究をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） まあ、実際に町で仕事をされていて、皆さんそれぞれ、内容はわかる

わけですから、そういうのも含めて、一番の趣旨は、末端のやはり労働者の賃金がきちっと確保するというのが、この条例の最大の趣旨でありますから、そういうところを念頭に置きつつ、是非、十分な検討をして、熟慮して、対応されるように望みたいと思います。

で、私の質問は終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

次に、2番、角田誠君の一般質問を許可します。

2番、角田誠君。

〔2番 角田 誠君 登壇〕

○2番（角田 誠君） 2番、角田誠でございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問事項、一つといたしまして、免許返納者への対応の改善は、でございます。

質問の要旨としまして、近年、高齢者による交通事故や逆走事案などが増えており、全国的に後期高齢者への自発的な免許返納を促しておりますが、車社会である過疎地及び中山間地、こちらの返納率は高くないと考えております。主たる理由としましては、免許を返納すると通院や買い物が困難になることなど、日常生活に支障をきたすことであると考えております。これらを踏まえ以下の点をお伺いいたします。

一つ目といたしまして、町として免許返納者に対し、町内で利用できるゆきんこタクシーのチケット配付などの実施を確認しておりますが、返納した年度だけの配付と認識しております。通院や買い物は日々の生活に欠かすことはできないと考えておりますが、町として1回だけのチケット配付で足りているという認識なのでしょうか。また、少額であれば毎年、タクシーチケットの配付や割引制度があれば、免許返納者も増え、高齢者受傷事故率の軽減にも繋がると考えておりますが、認識と見解をお伺いいたします。

二つ目といたしまして、町内には免許を返納したくてもできない方が多数いらっしゃいます。これは年金の受け取り額の減少、保険負担額の増加や近年の物価高が影響していると考えております。町としても積極的な支援を行うべきと考えておりますが、認識と見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして、朝日診療所では現在、入院体制ができておらず、夜間・休日診療も残念ながら実施されておられません。町内利用だけのチケット配付では対応できない場合も数多くあると考えております。町として、町外通院でも利用できる制度の拡充や自然首都・

只見号以外の交通手段も必要だと考えておりますが、認識と見解をお伺いいたします。

質問事項二つ目でございます。

支障を及ぼす空き家への対応は、でございます。

昨年、八木沢地区で県内初である行政代執行が実施されました。町内には数多くの空き家が散見されており、景観だけでなく、安全安心な町づくりに大きな影を落としていると言わざるを得ません。これらを踏まえ以下の点をお伺いいたします。

一つといたしまして、特定空き家とは、放置すれば倒壊や衛生上の有害、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼすと市町村が認定した空き家であると認識しておりますが、町内では特定空き家を何軒認定されているのでしょうか。その中で行政代執行の候補にあがる空き家はどこに何軒あると認識していらっしゃるのでしょうか。

2 件目といたしまして、近年の大雪で多くの空き家の損傷が散見されております。中には国道に面した空き家も多数あり、万が一、倒壊した際には周辺的生活環境に甚大な被害が予想されますが、町として常時、及び緊急時の対応と対策が必要であると考えております。今後の予定と町としての認識と見解をお伺いいたします。

3 点目といたしまして、八木沢地区で行政代執行が実施されましたが、きちんと代金は回収できたのでしょうか。町の税金を用いて実施した事業であるならば、法的手段を用いても完遂する義務があると考えております。現在までの進捗及び今後の展望をお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 2 番、角田誠議員のご質問にお答えいたします。

まず、免許返納者への対応の改善は、についてであります。1 点目と 2 点目の項目については関連性がございますので併せてお答えさせていただきます。

角田議員のご指摘のように、運転免許の自主返納を行った年度に限り、ゆきんこタクシーの利用券が配付されることになっております。この制度は、運転に不安を感じるようになった高齢者の方などが、自主的に運転免許証を返納された場合、100 回分の利用券をお渡しするもので、平成 23 年度から 410 名の方がこの制度を利用されています。近年の申請状況は、令和 7 年度には 22 名、令和 6 年度には 24 名、令和 5 年度には 19 名が申請されており、特段のご意見はいただいておりますが、なお、広くご指摘の点を踏まえて広くご意見を伺ってまいりたいと思います。

3点目の、町外通院でも利用できる制度の拡充についてお答えいたします。

まず、町外医療機関への通院手段の一つとして、自然首都・只見号があります。このバスは県立南会津病院や南会津町内のなかやクリニックに停車しており、町民の皆様にご利用いただいております。また、通常のタクシーなどを利用することが難しい要介護認定を受けている方々は介護タクシーをご利用いただくことができます。介護タクシーは介助利用が別途必要ですが、町内はゆきんこタクシーと同額で利用でき、さらに町外の医療機関への通院にも対応しています。また、事業者への予約によっては休日に利用することも可能です。加えて、人工透析患者に向けた送迎バスを運行しており、免許返納後も一定程度の交通手段が確保されていると認識しております。

今後は、免許返納後に配付されるゆきんこタクシーのチケットを自然首都・只見号や介護タクシーでも利用できるようになれば、利便性も向上するものと思われますので事業者との協議を進めてまいります。

次に、支障を及ぼす空き家への対応は、についてであります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の特定空き家の認定件数ですが、現在1件でございます。行政代執行の候補にあがっている空き家はございません。

2点目の雪によって空き家が及ぼす周辺への影響への町の認識と見解についてですが、個人所有の空き家の管理は所有者の方になるというふうな認識でございます。

3点目の行政代執行後の対応ですが、代執行費用納付命令書を送付しましたが、現在のところ納付していただいておりますので、さらに督促状、催告書を送付し納付を促しております。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 答弁書に基づきご答弁いただきました。

それでは再質問をさせていただこうと思っております。

質問事項一つ目、免許返納者の対応は、のほうで再質問させていただこうかと思っております。

答弁書を見ますと、100回分の利用券をお渡しするもので、とあるんです。ただ、町民の方からお伺いするに、この免許返納したけど、100回分のチケットはいただきましたと。ただ、これだと、どう多く見積もっても2年から3年で全て使い切ってしまうと。結局、買

い物だったり、通院だったり、それで全て使い切ってしまって、その後はどうしたらいいんですかという意見をいただいて、この質問に至った経緯がございます。町としてはどのようにお考えでしょうか。こちらのほう、答弁書を見る限り、その後の対応というものの、あと受傷事故率の軽減にも繋がると、私、通告書のほうにも書いてありますが、こちらのほうの見解が確認できませんでしたので、まずこれをお伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） ご質問の件にお答えをさせていただきます。

まず、１００回分、配付をさせていただいております、これまでの利用者の方から、そういう、１００回分でその後どうしようというようなご意見は伺っていないところでございまして、町のほうとしては現在の制度の中で充足しているものと考えております。

一方で、免許返納されると、逆に車の維持費等もかからなくなりますので、そういった部分でプラスマイナスがあるものと思っておりますので、利用券としてはとりあえず免許をお持ちの方に返納いただいて、１００回分といった制度の中で今のところはやらせていただいているというところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○２番（角田 誠君） 明確な答弁いただきました。

ただ今、町民生活課長の答弁にもありましたとおり、やはり免許返納すると車がなくなってしまう。ただ、重量税だったり、そちらは払うことはないのも、税金分のほうでは優遇を得られるのかもしれませんが、この２番目のほうで、町内にはやはり、免許を返納したくてもできない方が多数いらっしゃいます。例えるならば、農家をやられていて、軽トラックを日常的に運転して、仕事でも使う。ただ、通院で、自分は免許持ってるけど、奥様のほうは免許がないとか、そういう方も多々いらっしゃいます。その点に関しては、この後の補助というか、こういうものは検討されていらっしゃるのか。ただあの、先ほど１回目の質問にもありましたとおり、私あの、町民の方から伺ったら、やっぱり３年ぐらいでチケットがなくなってしまうと。その後の対応について町としてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 免許返納できない方、いろんな事情とケースがあろうかと思えます。

まずこの自主免許返納制度は答弁書にも書かせていただいておりますが、そういった事故とかを防止することを目的にまずはさせていただいております。先ほどおっしゃっていただいた、農業でどうしてもという方に関しましては、例えばそれを補完するものというのはなかなか町のほうで事業としてやっているものではございません。一方で、買い物とかになりますと、ゆきんこタクシー、もしくは事業者さんの協力でいただいている買い物支援などもございますので、そういった部分に関しては補完するということで、若干、その状況によって変わってくると思いますけども、この返納制度については、そういった目的がございまして、そこについてカバーできるように他の公共交通等も使いやすいように合わせた制度としてできているといった中身になってございますので、そのようなことでご理解をいただければと思います。

あともう1点、2・3年で足りないというところがございますが、そういった中で全体の部分がありますので、免許を持っている方だけが、今、この返納制度を利用できると。一方で買い物に不自由を感じている方も勿論いらっしゃると思いますので、そういった部分についてはほかの、ゆきんこタクシーや今ほど申し上げた制度でカバーをしていくと。また、その部分で不足する部分があったらば、また事業の見直し等で検討させていただくということで対応させていただきたいと考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） もう一つのほうだと、やっぱり、一つ目のほうで、中下段、また小額であれ、これ、ちょっと、私、一文抜けておりました。これは提言、提案ではございます。少額であれ、毎年、タクシーチケットの配付や割引制度があればとお聞きしました。これ、何故書いたかというのと、このタクシーチケットを買うにしても、やはり年金額の受給の減少だったり、近年の物価高、2番目のほうにも書きましたけど、町民の方々、タクシーチケット買うにも、もうちょっと割引がきいたら良いよねと、素直な意見いただきまして、一般質問に至った経緯はあるんですけども、そういった制度とか、今後の検討、あるのか。ないのか。あればどのようにして町としては対応していくのか、お教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） お答えをさせていただきたいと思います。

少額での割引制度、もしくは配付というところがございます。ゆきんこタクシーについては当初500円でスタートさせていただいた中で、そういったご意見もございまして、現在

200円で運行させていただいております。また、チケットについては特に配付というところでは考えてございませんが、議員お質しのとおり、非常に年金が少なくなっているとか、というようなところで、物価高であるという部分に関しましては、国のほうで今、交付金のほうで、そういった物価高対策とか、そういった部分で手当をされている部分がありますので、そういった部分を補完させていただきながら、その部分については手当をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） よろしくご検討ください。

答弁書のほうですね、私、大変良いなと思ったのはですね、今後はと書いてあります。免許返納後に配付されるゆきんこタクシーのチケットを自然首都・只見号または介護タクシーでも利用できるようなになれば利便性も向上するものと思われしますので、事業者との協議を進めてまいりますと。これ、町民にとっても、利用者にとっても、大変良いと思いましたが、これ、大変厳しいと思うんですが、これ、私が質問しなかったら、そもそも、このまま流れていってしまったものなのかと。この町民にはお伝えしなかったのかなと。ただ、ちょっと、不満、不満ではないです、不安に思いました。これ、町としては、この二次交通の連携強化。これを進めると読み解いておるんですが、その認識でよろしかったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 免許返納に配付されるチケットでございます。こちらのほうですが、最後に書かせていただいたのは、実際、そういったご意見をいただいております。事業者とも協議はさせていただいた経過もございますが、なかなか難しい面もあると伺っております。

そういった中で、まだ具体化になっておりませんが、今般の中で議員のほうからもご意見いただきましたので、そういったことの経過も踏まえまして、この部分については引き続き協議をさせていただきたいということで考えております。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 大変難しい課題だとは思いますが、今後ともご検討をよろしくお願いします。

この件でもう1点だけお伺いできればと思います。

今現在だとちょっと難しいと、今、課長、答弁いただいたんですが、何が一番難しいのか。今後の課題。あと、難しい事、どうやって乗り越えていこうとされているのか。対応と対策をお伺いできればと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） そちらにつきましては、チケットのほうの生産がうまくできないという部分が一つにはあるということで伺っております。そのあたりについてはお客様を下ろしたりする事業者さんとの、また協議になろうかと思えますけども、そういった部分も踏まえて今回ご意見いただきましたので、こちらのほうは前向きに検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） よろしく検討ください。

町民と利用者のために、少しでも良くなるように、よろしくお願いいたします。

では、質問内容二つ目、支障を及ぼす空き家への対応のほうの再質問をさせていただこうと思っています。

これ、1点目の特定空き家の認定件数は1件です。行政代執行の候補にあがっている空き家はありませんと、答弁書、2行しかないんですが、私が問い尋ねたいことは、この特定空き家の対応なんです。結局、福島県内で初めて、令和6年の10月17日ですかね、八木沢地区で行政代執行が執り行われました。これ、県内で2箇所だけなんです。只見町と白河市、県内で2例だけ。ただ、一番最大の課題は費用の回収だと思っているんです。

令和6年の決算特別委員会、一般会計歳出でも質疑があったかと記憶しております。その際にも、その後の対応と経過を明確に、とあるんですが、その後の経過、ただ、3点目もやはり2行しかありません。町として今後の対応、催促状、督促状、催告書を送付し納付を促しています。私はその後のその後を聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） ただ今のご質問にお答えいたします。

行政代執行いたしまして、令和6年の12月19日に代執行費用納付命令書を送付してございます。その後、支払う意思がございませんということで、2月の、令和7年の2月14日に督促状の送付をしてございます。それでも支払いの意思がないということで、令和7年6月19日に催告書の送付をしてございます。議員ご指摘のように、貴重な税金を使つてと

いうことになりますので、今後、法的な手段に移行してまいりたいと思います。具体的には差し押さえ等によって看過していくということが考えられるものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 町税をやはり使っておりますので、その点はしっかり行っていただきたいと思っています。

ただあの、課長含め、全職員の方、たぶん、お骨折りをいただいて、これまでやってこられたと思います。本当に難しい問題、費用回収のほうに関しては本当に弁護士に相談するしかないのかなと私個人的には思っておりますけども、その点も含めまして、今後、ご検討を続けていただければなと思います。

ただあの、私ですね、二つ目の質問の中で、この近年の大雪で、やはり多くの只見町の空き家、この損傷がやはり散見されています。特定空き家のみならず、全ての空き家ですね、軒が折れているとか、後ろのほうの襖、窓ガラスもバリバリ割れて、大変危険な状況であると私は認識しているんですけども、ただ、その中で、答弁書のほうだと、やはりこれも2行だけなんです。個人所有の空き家の管理は所有者となります。これ、私見た時に、率直に申し上げて、残念だなと思いました。率直に申し上げて、町は見ているだけなんではないかと。ひどい言い方をしてしまいますよ。この倒壊した際の責任はどこにあるんですかと。やはり、これは所有者だと思いますけども、そこに至るまで、町として何も対応はされないんじゃないかと、まずはお伺いできればなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 空き家に関しましては、空き家バンク等を作っておりまして、それで空き家にならないように斡旋等を進めているものでございます。

特定空き家になる前の段階がございまして、そういった特定空き家になる前にですね、調査をしまして、指導をします。町民に指導をしまして、そして、勧告をして、それでも従わない場合は命令という手続きがございまして、そういったものでできるだけ特定空き家にならないように町としては進めているものでございますが、これ、個人所有のものでございますので、個人の方がそれに応じていただけない場合、なかなかスムーズにいかないものと思っております。

近年はやはりあの、住所、こちらにない方が非常に多い状況でございまして、なかなか進みにくいということもございまして、ですので、町といたしましては空き家バンク等を使

いながら、適切な空き家管理、そしてまた、空き家になっても維持できないということでありましたら、それに関する、潰す補助を作ったりですね、そういったことをしておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 難しい質問に答えていただきました。

この全ての空き家を潰してしまえと言ってるわけじゃないんです。空き家になる前、なった後、これ、町としても補助なり、先ほど課長おっしゃいましたように、助言なり、町内に住所が不在の方、所有者の方がいらっしゃるなら、ちょっと相談にきませんか、寄り添うような形で対応ができないかなと思ひまして一般質問に至った経緯でございます。

ただですね、これ、国県道沿いに結構、空き家があるんです。ただ、その際に、もし、国県道沿いに倒れた場合、もし、車の往来、人の往来があつたら、それこそ生命・財産に関わる問題ではないのかなと思ひました。ただ、町としては、そういう対応はされないのかなと率直にお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 毎年ですね、空き家の適正管理にご協力くださいといった、こういったパンフレットを各方に配付してございます。そうした中で、この中にある損害賠償についてなんですけれども、空き家を適切に管理しないでいた場合、それに関する損害賠償というのは、その所有者、管理者が負うことになりますよというようなことで自己責任でございます。ただ、そうは言ひましても、緊急安全措置ということも町の中では考えてございます。只見町の空き家等の適正管理に関する条例の中で緊急安全措置ということで、最低限の措置をしますけれども、そうした場合はその費用についてはやはり所有者に請求するということになってございますので、役場でも原則といたしましては所有者責任というものがございまして、その辺のところご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 先ほどのですね、8番議員の答弁の中でもありました公民館事業で、ごみ問題のほうで講座をやられてますよね。この空き家問題について講座は開けないものかな、これは私の提案なんです、公民館として普及啓発活動を実施されているということなので、公民館事業で講座のほう、何かできないかお伺ひします。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 公民館事業で、こういった空き家対策についての普及啓発で
きないかといったようなお質しでございます。

公民館といたしましては、空き家になる、そういったタイミングがあるかなというところ
で、やはり相続のタイミングというのが非常に多いところがあるだろうというところもござ
いまして、ライフプラン、こういったところの講座の中で、いわゆる引継ぎといいますか、
次の世代への引継ぎ、こういったところを事前に考えてくださいといったような講座、こう
いったところは取り組んでいるところでございます。

そのほかにも、空き家に関わらず、そういったライフプランの中での次世代への引継ぎで
あったり、こういったところについては公民館講座の中で引き続き取り組んでまいりたいと
いうふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） よろしくご検討ください。

これ、もう一つ、普及啓発活動についてなんですけども、やはり、空き家、どうなるとい
けないよねっていうのが、町民の皆様、わかってる方とわかってらっしゃらない方、うすう
す感じてらっしゃる方、多々、分かれていると思うんです。ただ町としても、やはり公民館
事業のほうで講座を実施したり、おしらせばんで知らせてるのもわかるんですけども、もう
少しいまいPRの仕方はないのかなと思っております。結局、家を相続された方、対象とか、
される前の方とか、これから自分一人になってしまったおじいちゃん・おばあちゃん向けで
も結構ですし、そういった方にも普及啓発活動、これは必要なのではないかなと思ってます。

結局、何が言いたいのかというと、人って知らないとですね、できないんです。ああ、そ
んなことあったんだねと。ただ、町として、普及啓発活動していただければ、町民の方、一
人でも二人でも多く知ってもらうのが町としての使命というか、お仕事だと思っております。
その点についていかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） どういった啓発をしているかということの一つとして、固定
資産税の納付を発布する時にですね、そういう、空き家バンクの事や、あとは空き家の修繕・
改修や家財処分や、そういったもののご案内と一緒に同封をさせていただいたりして啓発に
努めているところもございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 大変大事なことで私思っておりますので、今後もよろしくお願いいたしますします。

もう一つだったんですけども、この3点目について、もう一度再質問をさせていただこうと思っています。

八木沢地区の代執行、これ、実施されましたけど、この周辺の安全性向上を目的として実施された緊急措置だと私は思っています。空き家等対策の推進に関する特別措置法だったり、建築基準法に基づいて実施された、ものだと認識はされているんですけども、答弁書のほう見ますと、1点目のほうだと、特定空き家の件数は認定1件ですと。行政代執行の候補にあがっている空き家はありませんと書いてあるんです。この特定空き家認定件数1件なんですけど、本当に行政代執行にまだならないというレベルなのか。これから数年かければなってしまうのか。その点、ちょっと難しいかもしれませんが、お答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 行政代執行の基準というか、ただ壊れているだけの空き家について、要するに特定空き家にするかというのと、そうではなくてですね、やはりあの、八木沢の場合は国道にいろいろ物が落ちたり、非常に危ない状況で、完全にあの、周辺に影響を及ぼす、往来に影響を及ぼす、そういったものについて行政代執行という手続きをして除去したということでございます。

今1件あります特定空き家につきましては、特定空き家、危険な状態で崩れて、国道に影響がある状況もありましたけれども、そこからもう既に、そういう状況はもう見込めないということで、そういう状況で代執行の対象にはなっておりません。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 難しい質問に答えていただきました。

やはりこの、代執行の要件であるらしいんです。三つぐらい。この義務の履行がない。行政の撤去命令だったり、改善勧告を期限内に応じない場合とか、二つ目として不履行が公益に著しく反する。放置すると周辺に生命・財産の危険がある。これが2点目。3点目といたしまして、他の手段がない。命令以外に適当手段がない場合。この3件が全て合致しないと代執行に至らない。至れないと、ちょっと勉強しまして伺ったんですけども、全てを満たすものって結構難しいと思うんです。ただ、さっき言ったとおり、こうなる前に所有者さんのほうでなんとかしてください。それが改善勧告だったり、命令だったり、徐々に、この命令の具合という

か、指示の具合が多くなっていくかと思うんですけども、この頻度についてお伺いできればなと思ってます。ある程度の期間が空けば通告を出すのか。それとも町職員の方で現地確認だったり、近隣の方からヒアリング、この家あぶねえぞとか、ていう意見を伺ってから出すものなのか。その責任はどこにあるのか。責任という言い方もあれなんですけども、出しますといったものは、町としてやるのか。どこでやるのか。お教え願えればと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） まず実施。やるのは行政代執行でございますので町でございます。

それでまあ、行政代執行の要件につきましては、今議員がおっしゃったとおりでございます。それに至るまで、勧告、命令等行います。

それで、じゃあ、どういった基準でその可否を決めるかということになりますけれども、只見町空き家等対策協議会設置規則というものがございまして、そこでまあ、その協議会で、その規則の中の第2条にございますけども、空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断に関する事、ということでございますので、この協議会での可否を参考にいたしまして行政代執行を執行するということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） 答弁いただきました。

これがたぶん、最後の質問になるかと思います。

今回ですね、私、免許返納者の対応及び支障を及ぼす空き家への対応。これ、正直に申し上げて、私が考えた質問ではございません。全て町民の方からいただいたご意見及びヒアリングを優先順位をつけて、私が作成して、この町民の方から意見をいただいて作ったものです。

ただ、前回まで、お前、観光しか質問しなかったじゃないかと。観光についても、この観光は好きですと、前回の一般質問でも申し上げました。ただ、観光については、私、ガイドとかもやっていますので、その関係でガイド協会の方からお話をいただいたり、私の意見はほぼほぼ、2割程度なんです。

ただ、今回、この免許返納と空き家、何故、質問したのかというのは、町民の方がやっぱり困ってらっしゃるからなんです。この免許返納したら、俺、もう軽トラ乗れなくなっちゃうと、明日からどうしようと、畑に行けねえってうちに来られた方もいらっしゃるんです。

この空き家のほうも、やっぱり、あそこ、ちょっとボロボロだよな。ちょっと薄気味悪いぞな。外套も少ねえし、あそこ怖いぞな。あそこ、通学路だよなと。ていう町民の方からのヒアリングを基に質問を作るように心がけているんですけども、この二つの点、町民にとっては、町民にとってはというか、町としては、言い方悪いんですけども、小っちゃい一つの事業の一つだと思うんです。ただ、これ、町民からしたら、ものすごく大事な二つなんです。

これについて、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本日、角田議員から免許返納者への対応の改善はと、併せまして、支障を及ぼす空き家への対応はということで、どちらも今の人口減少、過疎が進行していく中で顕著になってきた大切な課題だというふうに思います。

そういった中で、ただ今、角田議員の考え方に加えまして、実際困っていらっしゃる方々のお声を直接聞き取られて、本日の質問をいただいたということを改めて受け止めさせていただきました。

ゆきんこタクシーにつきましても、もう、できてから20年くらい、制度あります。20年ほど時間が過ぎました。当初、500円であったのを200円に引き下げし、現在、商工会のほうで運営主体していただいて、オペレーターさんがいろいろ取り次ぎをしていただいております。地元のタクシー会社2社がそこに参画していただいております。

ここにもあの、そのいただく料金だけでは賄うことができませんので、議員十分ご存じのとおり、町からも商工会のほうに補助金を出して、なんとかその運営をしていただいております。

あとはあの、利用券につきましても、お気持ちもよくわかります。ですが、これはあの、免許返納を促すための一つの契機となればということで100回分ということでスタートしております。ので、その後は200円に金額が下がったゆきんこタクシーのご利用をいただければなというふうに思います。ずっと無料であれば、それはそれに越したことありませんが、一方で町の財源確保並びに財政規律といいますか、そういった経常的な経費の抑制という視点も併せ持って予算編成をしていかなければならないという町の立場、考え方も一定程度ご理解いただければありがたいかなというふうに思います。

あとはあの、空き家につきましても基本的には、ちょっと答弁書が短すぎて、管理者は所

有者となりますというふうに、ブツッと切ったようで、ちょっと、ここはあの、おっしゃるように、少し丁寧さ欠けたかなというふうに、そこは反省しております。やはり先ほど担当課長申し上げましたように、緊急安全措置ということも制度もありますし、実際、朝日地区でしたが、空き家で支障をきたすところを集落の区長さん、役員の方が中心に、町の一定のその措置だけで不十分のところを集落の区長さん方、役員の方々が、本当にボランティアといますか、善意で道路通行に支障のないようにしていただいた集落もございますし、また別の集落では、集落支援交付金を交付してますが、その一部を活用して区民の合意を得て、その空き家が道路通行に支障ない程度まで改善をしていただいたという集落もあります。集落の善意にばかり頼ることはできませんけども、そういう集落もありますということの一つのお知らせでございます。

今後はどちらも本当に差し迫った、不安であったり、今、様々な諸物価高騰している問題も関連してきますし、通行の安全、様々な今後、八十里が通ってくれば、その辺が例えば、知らない人が入ってこないかとか、いろんな悪さをされないかとか、あとは昨年あたりの、例えばよそですと、住宅の中までに熊が入ったところありますから、そういったところに、空き家にそういった獣が入っていかないかとか、様々な心配あるということは承知しておりますが、この辺は今日いただいたご提言を踏まえまして、一つ一つ検討させていただいて、そのより良い改善の方法が見出すことができるように努めてまいりたいというふうに思いますので、本日のご提言に対して御礼申し上げますとともに、引き続きのご提言とお力添えをいただきたいなというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） 角田誠君。

○2番（角田 誠君） これからもより良き町政になるよう、私も努力してまいります。

一般質問に関しては、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、2番、角田誠君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

ここで、暫時、休議いたします。

開始予定を2時50分といたします。

休憩 午後２時２６分

再開 午後２時４９分

○議長（佐藤孝義君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第２、議案第２号 只見ユネスコエコパークを推進する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○交流推進課長（増田 功君） 議案第２号 只見ユネスコエコパークを推進する条例でございます。

お配りいたしました資料をご覧いただきたいと思います。

只見ユネスコエコパークを推進する条例についてということで、条例の背景と必要性。

一つ、平成２６年のユネスコエコパーク登録から１１年が経過しました。ユネスコエコパークを管理運営する只見ユネスコエコパーク推進協議会は１０年間のユネスコエコパークの活動をユネスコに報告し、令和違７年９月に登録継続が決定したところであります。

二つ目でありますけれども、ユネスコエコパークの人と自然との共生という理念ということで、第八次只見町振興計画では、まちづくりの理念を、つなぐ未来へ 人と、町と、自然とともに、ともに生き、ともに想い、ともに創る 自然首都・只見としています。そうした中で自然環境の利活用と保全の具体的な取り組みとして、只見ユネスコエコパーク推進条例

（仮）の制定と推進を図ることとしています。第八次只見町振興計画の中に記載がございます。そして、地域の自然、歴史、文化、産業を活かしたまちづくり、地域の自然を次世代に引き継ぐ自然首都・只見宣言を具体化するため、条例を制定しユネスコエコパークに取り組んでいきます。

3、これまでの活動成果であります、只見町の野生動植物を保護する条例の制定・運用。そして、自然首都・只見伝承産品によるお土産物の開発・伝統の復活。三つ目として、自然首都・只見学術調査研究助成金による学術的な成果の蓄積。四つ目といたしまして、薪エネルギーの推進などの成果がございます。

四つ目でございます。大きな四つ目でございます。ユネスコエコパークのまちづくりを実現するために継続的な推進や町民をはじめとする関係者の協力が重要であります。

五つ目であります。登録継続を契機に、条例制定で決意を新たに、地域でユネスコエコパークに取り組むと。

条例の効果、ねらいでございます。条例制定でユネスコエコパークに取り組む姿勢を高める。条例制定によって、町、町民等、民間団体等でユネスコエコパークの理念・目的の実現のためお互いに協力し合い推進に努めていきたいと考えるものであります。

議案のほうをご覧いただきたいと思います。

前文はこれまでの経過も含めまして、ユネスコエコパークに取り組んできた取り組み、そして、理念的なことが書いてございます。このような認識のもと、一番最後ではありますけれども、只見ユネスコエコパークの理念、人と自然とが共生するということでございますけれども、基つき、その活動を推進し、持続可能な社会を築くことを決意して、この条例を定めるというふうにしてございます。

第1条は目的でございます。この条例は、只見ユネスコエコパークの基本理念を尊重し、豪雪に育まれた豊かな自然、生活・文化を礎として、それらを保護・保全し、活用を通じて地域の振興を図ることを目的とするということにしております。

以下、2条については定義。

そして、3条では町の役割。町は、只見ユネスコエコパーク管理運営計画、今、第2期の管理運営計画を策定準備をしてございますけれども、それによりまして施策を実施すると。

第4条で町民の役割ということで、それぞれが活動に主体的に参加するよう努めるものとする。

そして、第5条として、町民等の意見を聴取して、適切に反映されるよう努めるものとする。

第6条で、民間団体についても自発的な活動を行うよう努めるものとする。

そして、第7条でありますけれども、推進のための協働ということで、只見町、町民等、民間団体等は、只見ユネスコエコパークの理念・目的の実現のため互いに協力し合い、その推進に努めるものとするというものでございます。

今般の一般質問でも八十里の開通による自然への、自然環境への影響等の心配等もございました。このエコパークの推進する条例によりまして、第7条の推進のための協働というものを実現しまして、皆さんで力を合わせて、よい地域振興を図っていければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 条例制定については何の異論もございませんが、10年を過ぎたということで、もう一度やはり町民の方にユネスコエコパークとは何ぞやということをお知らせする必要があるのではないかと思います。

というのは、やっぱ、ここ近年、野生鳥獣の出没があり、読み違えているということは重々わかっているわけですが、自然との共生ということ。野生鳥獣とは共生できませんよという町民の方の話が非常に聞こえてきます。ですから、やっぱりこのユネスコエコパークとは何ぞやということを、もう一度、10年経ったところで町としてもわかりやすく説明していただくということが必要じゃないかと思いますので、機会があればお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 議員がおっしゃったように、やはり10年経って、もう一度原点に立ち返り、そして、やはりこの必要性といいますか、進めることを確認してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この第3条の、只見ユネスコエコパーク管理運営計画、第2期を策定中という、実際、これはいつ頃できるのでしょうか。これ、全体文書読むと、具体的にはじゃあ、中身、何やるんだというのが一つもないわけです。それは結局、管理運営計画にあたるのかなと、この全体通じてね、という懸念があったんで、それ、いつ頃かということをお聞きます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 管理運営計画でございますけども、現在策定中でございます。推進協議会、3月に予定しております。そして、その後、もう一度、支援委員会開催しまして、その後に策定ということになります。ですので、今、策定するまでは現在の管理運営計画によって動いているということになります。

ここに町民等の意見の反映という第5条もございますので、それにあたりましては意見を聴取しながら策定するように努めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 委員会の時に質疑したところ、指摘というような形でお伝えしましたが、どういうご協議されて、変わってないように見られますので、どういう協議をされたのかを伺いたいなと思っております。

第2条の定義のところ、町民等と民間団体等と分けられているのが、あまり意図が汲み取れませんというふうな発言をしたかと思います。私のほうで。というのは、第5条のところでは町民等の意見は反映がありますが、民間団体が意見は反省しないようにこの条例だと見えると。民間団体の意見が反映できる状態がないですよというふうな揚げ足取りができるような条文のつくり方は良くないじゃありませんかと言っております。この条文だと本当に読むと、町民の意見は聞くけれども、町民が活動、町内で活動する町民の集まりの団体になると意見の反映はどこでするんですかと、いうふうに読めますよねということなので、もう少し丁寧にお作りになられたらどうですかと提言しましたが、そのままきておりますので、どういう協議の結果、その意見ではなく、原案のままきたというところの、そちらのほう、原案のほうが優れているというか、という内容のご回答をいただきたいなと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 定義の第2条でありますけども、第1項は、町民等とは、ということ書いてございます。2項について、この条例において民間団体等とは、町内で活動する町民等の組織するということで、町民等が民間団体等を組織するということで、第5条、町民等の意見の反映ということでお汲み取りいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 今のがお答えでいいんですしたら、いいですけど、じゃあ、私の読み方のほうが意地が悪いということなのかなと思うんですけども、その、分けられる意図がつかめませんという質問にします。わざわざ分けるというところがわからないので、分けて明確な役割があまりないのであれば、町民等の一本のほうが条例としては読みやすいですし、見え方としては誤解が生じにくい条文なのではないですかということなので、わざわざ分けるという意味、目的を教えてくださいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 第4条で町民等の役割ということで、基本理念を踏まえ、それぞれの活動に主体的に参加するようにということで町民の役割を定義してございます。

そうしまして、第6条、自発的な活動の推進というところで、民間団体等の役割ということで記載をさせていただいております。それを推進するために自発的な活動を行うよう努めるものとするということで、民間団体等の自発的な活動を促すといえますか、そうしていただきたいという意図がございまして、このような作り込みになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかに。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 今回、条例制定に至った経過、この資料のほうに書いてありますが、いわゆる登録から11年が経過して、登録継続が決定したということで、前にあの、町長のほうからも、エコパークに、ユネスコエコパークに登録になっている町村、全国にいくつかあるんですが、なかなか継続するのが大変な町村も多いという話があったような気がします。

そういう中で今回、登録継続になって、そして、条例を制定するという流れになりました。条例を制定するということは町民に一定程度、責務を課すというような形が当然あると思いますので、条例を制定するための意義というのが、一つ大きなことが謳っていただきたいと思います。

いう部分です。

やはり、ねらいとしては、先ほど7番議員からもありましたけども、町民の意識改革も、このエコパークについてもっと知ってもらおう、理解してもらおうということが、この節目でやろうということの条例制定になったのかなというふうに思うんですが、やはり、一番必要なのは今後の、いわゆる町民、それから訪れる方に対しての周知、啓発、どういう取り組みをしていくかということが一番の大きな焦点だと思いますので、やはりその辺を具体的にちょっとお話いただければいいかと思うんですが、その辺について今お伺いはどうでしょうか。町長のほうからも含めてご回答いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君）　じゃあ、交流推進課長、先に。

○交流推進課長（増田　功君）　条例制定の意義でございますけども、理念条令でございますので、こう努めましょう、そういったことでのものございまして、今議員がおっしゃったように、やはりあの、10年が経って、もう一度再認識をしまして、目的、そして啓発、目的に向けた啓発になるんですけれども、10年を過ぎた中で、今、この中で活動成果ということ、3番に資料の中でございますけれども、こういった成果はありますが、立ち止まって考えてみると、住民の方とともに成し遂げる、今日、一般質問の中でごみの問題もございましたけれども、そういった身近なもので、協働でできるものがあれば、そういうものをまたみんなで考えてやっていきたいと思いますというようなことを考えての、そういうことを考えての、思っの条例制定でございます。

以上です。

○議長（佐藤孝義君）　町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　ただ今、9番議員からご質問いただきましたのでお答えいたします。

只見町はこれから改めて、この条例に基づいて本気でまちづくりをするという覚悟の条例でございます。

今まで一般質問の中でもご意見いただきましたが、やはり価値観は皆さん、もう、ほぼ共有されていると思います。一部繰り返しになりますが、都市的な便利さとか、不利な条件を克服する。それは当然必要なことですから、それはやっていかなくちゃいけない。ですが、そのうえで、この自然が育んだ、この多様な野生生物、動植物含め、環境生態系含めて、そこはしっかりと保護・保全していくと。そのうえで活用できることは地域振興のために活用していく。それはまちづくりの、農業であろうが、観光であろうが、教育であろうが、全て

の行政分野の根幹をなすのがこの条例ですという覚悟です。

ややもすると、ユネスコエコパークのスタートアップ時は、これは観光分野の話だよな、とか、これは教育委員会がやっていけばいいんだよな、という、そういった話は正直ありました。ですが、これは、まちづくりの根幹に関わることでありますから、これはまあ、今の段階でまだ申し上げられませんが、4月の中ではそういった体制の中で、そういった姿勢も示していきたいなど。この条例が可決後に。そのような現在、準備もしております。

そういった中での条例でございますので、これを、今の私達もそうですが、この後の若い世代、子ども達の世代含めまして、只見町はこういったまちづくりでやっていくということを感じをしっかりと書き込んで、そして、課長申したように啓発、公民館でもそういった学び、気づきの講座をやっていくということが、様々な事業を通じての只見町のブランド力が、ブランドがさらに上がるというふうに思いますし、そういった只見町としてのカラーがはっきりわかってくると思います。

どうしても、ほかの町村と、そんな競争してるわけではありませんけど、共に手を携えてやらなくちゃいけません、只見町のカラーがわかるようにしていかななくちゃいけないと。それをさらに今度、移行地域を中心とした活用の分野で第八次振興計画に沿ってやっていくことが、産業面、経済面、様々な面でより地域の振興を及ぼすということをやっていききたいということですので、まちづくりの根幹をなす覚悟の条例だというふうにご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

今、町長のほうからまちづくりの根幹をなすものだというので、いわゆる第八次振興計画が今年度、8年度から始まりますけども、やはりその、いわゆる根幹をなすもの、今までの実績、成果を基にまたスタートアップ、ボトムアップしていこうという形かと思います。ですから、やはり町民に対して今までやってきた成果はこうだった、ということばかりじゃなくて、こういうまちづくりをしていこうという強い精神面をやはり啓発、訴えていくことが必要だと思いますので、今後、いろんな取り組みの中でそういうものを色濃くしていくということが一番必要だと思いますので、是非、具体的な流れとして進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、9 番議員から、この条例の趣旨を深くご理解いただいたうえでのご発言ありました。

今度あの、住民の方々、関係機関、団体等にその趣旨をしっかりとお伝えして、ともに取り組んでいけるようにさらに努力してまいりますので、ご意見をしっかりと受け止めさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 2 号 只見ユネスコエコパークを推進する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 3、議案第 3 号 只見町保健福祉審査会条例を議題とし

ます。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第3号 只見町保健福祉審議会条例についてご説明を申し上げます。

議案第3号につきましては、今回、新たな審議会の設置をお願いするものでございます。

第1条としまして、設置でございますけれども、町の保健福祉施策の重要な事項を調査審議するため、地方自治法の規定に基づきまして、只見町保健福祉審議会を設置をさせていただきたいというものでございます。

第2条、所掌事務としまして、審議会は、町長の諮問に応じて、下の（1）から（4）までに掲げる事項につきまして調査・審議を行い、町長に答申をするものとしたいと考えてございます。

この条例が議決いただきましたならば、令和8年度につきましては町の重要な事項ということで、あさくさホームの（聴き取り不能）活用でありますとか、朝日診療所の第二次の基本計画についてご審議をしていただきたいというふうに考えているものでございます。

第3条としまして、審議会の委員につきましては8名以内をもって組織をしたいというものでございます。委員につきましては、（1）から（5）までの中から町長が任命をいたします。（5）の一般町民につきましては公募を予定してございます。

第4条、委員の任期は1年間といたします。

第5条、会長及び副会長につきましては、委員の互選によって各1名ずつを置くものとします。

第6条、会議は会長が招集すると。初回の審議につきましては町長の招集とさせていただきたいと考えてございます。

裏面まいりまして第7条ということで、審議会の庶務につきましては保健福祉担当課で処理をいたすところでございます。

第8条、雑則としまして、この条例で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が別に定めるということでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、令和8年の4月1日から施行を考えてございます。

併せまして、只見町附属機関条例の一部改正及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ということでお願いをいたします。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第3号 只見町保健審議会条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第4号 只見町保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） はい。許可します。

配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 終わりました。

説明ください。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第4号 只見町保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正にあたりまして、この策定委員会におきましては今まで只見町の高齢者福祉計画及び介護保険計画を主に策定してまいりました委員会でございます。

今回、策定する計画、今まで明記されておりましたので、策定する計画及び所掌事務について明確にするために改正をするものでございます。

お配りしました資料でご説明を申し上げます。

まず、資料、現行の条例でございますけれども、目的ということで、目的が記載されておりますが、こちら介護保険導入時に策定された条例になっておりまして、現状とそぐわない条例になっていることとなっておりますので、こちらを削除をさせていただきますして、第1条の見出しを目的から設置に変更をさせていただきたいというものでございます。

目的については、第2条以降に、定義する計画を明記しましたので、その計画それぞれに目的が定められているということで、今回は削除ということで提案をさせていただきます。

第2条に、定義ということで新たに加えさせていただきますして、これ以降の条は全て繰り下げをさせていただいております。

この条例における計画というものについて、（1）から（5）までの具体的な計画名を記載をさせていただきたいというものでございます。

（2）から（5）につきましては、今年度、介護保険事業計画等の見直しの、令和8年度ですね、見直しの年になっておりまして、一体的に策定をするといったような国からの指導もございますので、こちら併せて掲載をさせていただいております。

第3条といたしまして、今まで所掌事務の記載がありませんでしたので、こちら加えさせていただきますして、（1）から（3）までの内容について調査、審議をするという内容で明記をさせていただきました。

併せて、第4条、組織でございますけれども、こちら今まで学識経験者ということで記載

がありましたが、今般、有識者に改めさせていただきたいと思います。

第10条、庶務でございますけれども、こちら保健福祉課に担当という文言を追加をさせていただいて、庶務の担当を保健福祉担当課においてという形に改正をさせていただきたいというものでございます。

議案に戻りまして、附則ということで、この条例は令和8年の4月1日から施行したいというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 先ほどと同様のことなんですが、条例に関する、その設置の、ちょっと、保健福祉課長に委員会の時にお伝えしたので、ちょっと総務企画課長、条例等、所管かなと思いますので伺いたいと思うのですが、ご見識を伺いたいということで、目的がない条例は何なんですかというところなんです。先ほど、保健福祉課長が、各計画に目的が記載がされておるので、目的から設置にしましたというのは、計画に目的があるというのはそのとおりだと思っているんですが、そもそも、これ、何故、わざわざ、策定委員会を設置しなければいけないのか、というものが、定義されるものがこの条例だと思っております。それがつまり目的なんじゃないかなと思っております。そういう内容を委員会で意見をしたいと思います。なので、条例には目的があるのが定石かなと思っております。わざわざ面倒くさいこととする。わざわざ、この策定委員会つくるのは、こういう目的で、こういう悪いことが起こらないように、こういう良いことをするために、というような文言が頭にくるのかなと思いますが、そうじゃない建付けをされているということなので、その辺りの整理されたご判断の根拠というものを、ご見識を伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

目的、条例を定める際に目的をつくるというのは必要な部分と、あると思います。先ほど保健福祉課長申し上げましたとおり、その今回、計画を作成するための委員会の設置をさせていただくということで、その計画についてはそれぞれの計画、これがもし1本の計画の策

定委員会であれば、その計画の目的をもって条例に記載をするという形になるかと思いますが、複数、今回、保健福祉に関する、ほぼほぼ福祉分野の計画になってございますけども、この計画を策定することが目的の委員会の設置という形で、設置というところで落ち着いたというふうに認識をしてございますので、ちょっと明確な答弁にはなってはいないかと思いますが、その辺でご容赦いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 4番さんの発言は、委員会の時に同じ指摘があつて、その時に何か（聴き取り不能）よく相談をして、そして、変えるなら変える、これでいくならいくという結論を出すという答弁だったから、その経過を聞いているということだと思いますので、もう少しその、委員会で発言したことと、現実の整合性のとれる答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 委員会の中でも、目的についてのご指摘がございました。今回の策定委員会の設置条例ですので、一番の大きな目的は設置をするということなのかなというふうに私のほうは考えてございます。

今までの現行の目的のような書き方でございますと、やはり第2条の定義のところ、なかなか難しいということもありまして、それぞれの目的は計画に定められているものということで、一つあの、委員会の時から付け加えていただいたのは…

失礼しました。説明が間違っておりました。

検討のほうは一応、相談はさせていただいたんですけども、ここの目的というところに、この定義する計画を全て包括するような目的を記載することは難しいということで、このような整理にさせていただいたというものでございます。

○3番（酒井右一君） 相談したんだべ。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 今も申し上げましたとおり、相談はさせていただきました。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第４号 只見町保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第５号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第５、議案第５号 只見町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第５号 只見町辺地総合整備計画の策定についてということで、令和８年度から令和１２年度までの坂田・布沢辺地総合整備計画を別紙のとおり策定するものとする、としてございます。

これにつきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条に基づき辺地債を活用するため総合整備計画を策定するものでございます。

お開きをいただきまして、総合整備計画書となっております。

坂田・布沢辺地ということで、辺地の人口は１８７人。面積５５．７キロ平米。辺地の概要としましては、大字坂田、大字布沢のそれぞれの地域全域となっております。中心の位置としましては大字坂田字山下４７２－１を定めてございます。辺地度点数ということで、１４８点となっております。点数が１００点以上が辺地ということで定められておりますのでご承知置きをいただきたいと思います。

総合整備計画書。おめくりいただきまして、公共施設の整備を必要とする事情ということで、それぞれ計画に基づきます整備計画が必要な理由を記載してございます。

具体的には3の公共的施設の整備計画ということで、5年間におきます辺地債を活用しての事業、現状、明確なものが決まっているものではございませんが、今後、予想される事業としまして合併浄化槽の設置整備事業、町道の新設改良、町道補修、林道補修、また森林の分校ふざわの改修、集会施設の改修、恵みの森の整備事業というようなことで、概算でございますが、事業費総額1億8,220万円を計画として計上させていただいたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第5号 只見町辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 6、議案第 6 号 只見町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、議案第 6 号 只見町辺地総合整備計画の変更についてでございます。

本議案につきましては、現在、計画期間中となっております令和 5 年度から令和 9 年度までの計画となっております蒲生・叶津の辺地、黒谷入辺地並びに二軒在家・塩ノ岐辺地の総合整備計画の中で一部変更をさせていただく内容でございます。

おめくりをいただきまして、まず蒲生・叶津辺地でございますが、変更内容としましては、またおめくりいただきまして 3 の公共施設の整備計画の中で、施設名が上から 4 番目、道路新設改良事業です。今般、蒲生北山線のほうの改良を行うということで事業費がある程度、見込み出ましたので、これまで 5, 0 0 0 万円で計上をさせていただきましたが、5, 2 5 0 万円で増額をさせていただくものでございます。

続きまして、黒谷入辺地でございます。同じく計画につきましては、整備計画の中で 2 番目、橋梁長寿命化事業でございます。これについても白沢橋の改良、これもこれまで 5, 0 0 0 万円の事業費でございましたが、5, 5 5 0 万円の増額をお願いするものでございます。

最後、二軒在家・塩ノ岐辺地でございますが、これも整備計画書の中の 2 番目、橋梁長寿命化事業、宮の沢橋、宮沢橋ですか、の長寿命化事業をこれまで 5, 0 0 0 万円で見込みましたが、1 億 5 0 万円ということで増額をさせていただく内容のものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 6 号 只見町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 7、議案第 7 号 只見町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第 7 号 只見町過疎地域持続的発展計画の策定についてということで、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条の規定によりまして、過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するものとするということでございます。

これまでの計画期間、満了に伴いまして、令和 8 年度から 5 年間の計画を今回策定をさせていただきます。

本計画につきましては、特別措置法に基づきまして、過疎地域における財政上の支援、これは国の負担割合・補助割合の特例、また、過疎債の利用をするため、法に定められた内容で策定をするものでございます。

今回、新たな策定にはなっておりますが、前計画を踏襲して、一部、部分的に現状に合った数値内容に変更はしてございますけれども、前計画を踏襲しているものでございます。

計画、おめくりいただきまして、1 ページから目次になってございます。

目次の基本的事項、4 ページからにつきましては基本的な概要等を記載をさせていただきます。

2 番ですね、2 番の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、1 3 のその他まで、それぞれの現状と問題点、またその対策、計画を記載をしております、この計画の部分に記載したものを過疎債で活用できるということで策定をさせていただいているものでございます。

具体的な計画の内容としましては、ちょっとページを飛びますが、1 3 ページから、定められた項目ごとに記載をさせていただきます。

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては、計画として、過疎地域持続的発展特別事業、これ、ソフト事業になりますけども、ハード整備ではない部分での活用ということで、空き家対策の補助、住宅取得の支援事業等を掲げてございます。

続きまして、1 5 ページ、産業の振興という部分につきましては、農業、林業、内水面漁業等々記載をして、それぞれ計画を定めておりますが、計画につきましては2 1 ページに記載をさせていただきます。農業分野では農産物の集出荷施設の整備事業、観光レクリエーション分野では只見駅前の複合施設の整備から、それぞれ観光交流施設の部分、ソフト部分では農業用施設の整備補助、また観光交流施設の管理運営等々を掲げているところでございます。

地域における情報化という部分で2 3 ページになりますが、計画として移動通信用鉄塔整備事業ということで、これは叶津から八十里越等の事業を想定してございます。

交通施設の整備、交通手段の確保ということで2 5 ページ記載してございます。この中では道路橋梁の改良、長寿命化、林道の整備、維持補修ですね。あと除雪機械の更新等を記載してございます。

また、地域公共交通の部分についてもソフト事業として掲載をさせていただいたところでございます。

2 7 ページに生活環境の整備というところで、水道、下水道等の分野になりますけれども、計画としては簡易水道の整備、長寿命化、また下水施設の長寿命化、ごみ処理施設、これはまあ、一部、事務組合の部分にはなりますが、期間的設備改良等々を記載してございます。また、消防施設におきましては車両の更新、消防指令、これも一部、事務組合の部分でございしますが、庁舎整備等を記載をさせていただきました。

次が3 0 ページ、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進という部分におきましては3 3 ページに計画を記載してございます。子育て環境の確保という部分では

認定こども園の施設整備事業、あと高齢者施設あさくさホームの改修、こぶし苑の改修等々を記載してございます。

続きまして、医療の確保という分野、34ページからになりますが、これにおきましては計画として診療所の施設改修、医療機器整備というようなことで計画をさせていただいてございます。

9番、教育の振興、36ページになります。これも計画が38ページからになってございます。学校教育関連施設ということで、小中一貫校施設の整備事業、また、屋内運動場の改修、教員住宅、スクールバス更新といったものを計上しております。また、集会施設におきましても、公民館、集会施設の修繕、改修等を計画をさせていただいてございます。

次、40ページが集落の整備ということになりますが、これについては計画、41ページでございます。今回、集落整備につきましてはソフト事業のみを当面、計画をさせていただきました。地域づくりの推進交付金事業、集落運営支援交付金事業等をソフト事業として掲げさせていただいております。

11の地域文化の振興等という部分におきましては、43ページ、計画でございますが、これもソフト事業で、歴史の道八十里推進事業ということで計画をさせていただいております。

12の再生可能エネルギーの利用の促進という部分におきましては、45ページ、計画にございます薪エネルギー推進事業、またソフト事業では太陽光発電システムの導入、薪エネルギーの導入促進というようなことで計画をさせていただいております。

最後、その他地域の持続的発展に関し必要な事項というようなところで、計画としては、これもソフト事業にはなりますが、克雪対策補助事業ということで、屋根の改修等々の補助に関する部分を計上をさせていただいたところでございます。

一応あの、現在想定される事業について、それぞれの分野において記載をさせていただきましたが、今後あの、行政執行をしていく中で変更、追加等あれば、改めて議会議決をいただくようになりますので、よろしくお願いいたします。

大変簡単な説明で申し訳ございませんが、以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 私の一般質問の折も、ここの文書を見させていただいて、どうしますかという質問させていただきました。

また、本日の一般質問にありました空き家のことも載っております。それからごみ、環境面でもコンポストの利用という言葉も載っています。ですからあの、ちゃんと記載はされているんですね。記載はされているけれども、前期から継続して記載しっぱなしということは、前期も記載したけど、やれていないということだと思います。ですから、本当に絵に描いた餅だけでなく、ちゃんとこれを実行していただきたいということでの発言であります。ただ、それだけです。中身に関しては本当にあの、これをやります、これをやりますということに関しての文句はありません。やっていただけるかどうかの確認です。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 計画ということで記載をさせていただいております。極力、その目的に沿った事業については執行させていただくように努めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 1点、質問というか確認でございます。

ページ50ページのほうで10番、地域文化の振興等、最後に一覧表が付いておりますが、事業主体、町が抜けておるかなと思います。43ページのほうを見ると、こちら事業主体、町となっておりますが、こちらは誤字脱字の類でよろしかったのかどうか、確認をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 町が抜けているものと思いますが…

町が抜けているということで申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 総務委員会でもこれ、説明いただきました。同じことを聞いておりますので、わかったようなつもりでございましたが、先だっつの教育委員会主催のESD関係、小中学生の報告の際に、電源開発の所長さんのおいでになって、田子倉電力所含めた電源開発の電力の使用は全て東北電力から買ってあって、自家発電はないとおっしゃいました。

私の理解では、実は私はこれ、かつて、書いた経験があります。この計画書。田子倉発電

所は、あの時の教育委員会主催のE S Dの時にもおっしゃっていましたが、卸問屋でございまして、消費者向けにつくっておるわけではないということでした。ここに記載しておる電力、田子倉、只見、大鳥、大規模電力地域での電力利用推進ということは、具体的に言うと、なんだか総務委員会で説明した内容と、電源開発の所長の説明の内容と違うような気がしますので、ここでもう一度確認したいんですが、これは、この各大規模発電所地域での電力、ここ、何の電力指しているのか。そして、どのような利用をしていくのか。これについて聞きたいです。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 44ページの再生可能エネルギーの利用促進の中、その他対策、地域再生エネルギー創出の取り組みという中で、田子倉、只見、大鳥発電所等、大規模電力の地域での電力利用推進という部分のお話しだというふうに思います。

ここで記載させていただいているのは田子倉等で発電されるものが全て、都市圏、関東地方に流れていっているのを、少しでもこういった町内で活用することができないかという思いを入れてございます。ただ、電力事業者側とすれば、それは小売りではないのでというご回答があったものというふうに存じておりますので、そういった協議が今後またできることができないかというようなことで考えているという、話を前回、前々回ですか、の総務委員会でもお話をさせていただいたつもりでございました。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） この過疎計画、名前が変わるんで過疎計画というふうに言っておきますが、これあの、おそらく県の、知事の承認を得て、そして、おそらく総理大臣までいくという内容だったかと思いますが、この表記があって、ヒアリングの際に、これ、いいですよ、意気込みはよくわかりますので。ただ、この表記で通るかなという、これあの、以前にもその、過去にエネルギービジョンをつくる時に、やっぱ、この話題があったんですが、電発も要するに、東北電力買ってるし、卸で、そもそもその、電力を変電しなければ民生用に使えないというはっきりした、これ返事、それと先だっつのE S Dの電源開発の所長さんのお話、やっぱこれに触れておりました。民生用の電気ですね、卸の電気なんで、それぞれ東北電力なり、中部、それから日本各地にある各電力会社によって民生用に変換されて使用されるんだという、そのような話であったので、はたしてこの、2のアの1、①というものが、このままの表記で、ヒアリングで通るのか。別にあの、文書の話ですから、たいした問題ではあ

りません。ただ、意気込みは非常にこれ、私は買いますが、その辺、買っているとは別に
て、書類としてどうなのかということをお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど県の協議という部分でのお質しがございました。

議会提案前に県に協議をさせていただくことになっておりまして、県とは協議済みで、2
月16日付けで協議書はいただいておりますので、県としては特に問題とはしていないと
いう認識でございます。

○議長（佐藤孝義君） 3回目、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 協議の際に、この点については話題にならなかったということですか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 県から特に指摘を受けているものではないというふうに認識
しております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号 只見町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決するに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 8、議案第 8 号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第 8 号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 として、指定管理者を指定する只見町集会施設。後程ご覧いただきたいと思います、別紙に記載をしております。

2、指定管理者として管理を行わせる期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで、1 0 年間とさせていただきたいものです。

一枚めくっていただきますと、別紙がございますけれども、ここに記載の施設、団体に、団体 3 0 施設になりますが、こちらを指定管理者として指定をしたい内容でございます。

本議案につきましては、只見町集会施設設置条例に定める集会施設、3 0 施設について指定管理期間が満了につきまして設置位置の区に指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。

指定管理予定者は 3 0 施設でございますが、2 4 区長となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 9、議案第 9 号 只見町公の施設における指定管理者の
指定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第 9 号 只見町公の施設における指定管理者の指定につい
てご説明申し上げます。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定することに
ついて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を指定する只見町農村公園は別紙となします。

2、指定管理者として管理を行わせる期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1
日までの 1 0 年間でございます。

一枚めくっていただきますと別紙がございます。

こちらが指定管理者に管理を行わせる施設と団体ということになります。9 施設ございま
す。

こちらにつきましては、只見町農村公園条例に定める農村公園 9 施設について管理期間満
了につき改めて設置位置の区に指定管理者を指定することについて議決を求めるものでござ

います。対象施設は9施設、指定管理予定者については8区となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第10、議案第10号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第10号 財産の貸し付けについてご説明を申し上げます。

基本財産造成を図る目的をもって、次のとおり町有財産に属する土地を貸付けるものとするということで、土地の所在でございますが、大字小林字鷹埋山１６９４番１、同じく１６９５番３となっております。地目面積につきましては山林で２６万３，０２０平米。貸付の方法は随意契約になります。貸付期間につきましては、令和８年４月１日から令和１８年３月３１日までとなっております。貸付料につきましては、年額２万２，８００円ということで、年額、算定方法につきましては貸付台帳面積を基にしまして令和８年の標準税率１．４パーセントにより算出をした額となっております。貸付相手方につきましては、只見町小林区長、梁取正雄氏でございます。

本件につきましては、旧村当時からの慣行によりまして、通常の貸付料より著しく安価に貸付をすることから、地方自治法第９６条第１項第６号の規定によりまして議決をいただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第１０号 財産の貸付については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（佐藤孝義君）　　ここでお諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　　ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でした。

（午後 3 時 5 7 分）

